

ひーりんぐ

次代を見据え、手技療法ビジネスを応援する“新型”専門情報誌

マガジン

Healing Magazine

VOL.68

2020.7.25 発行
季刊：Summer
第18巻第3号 通巻第68号
<http://www.e-shugi.jp>



ストップ! コロナウイルス

新型コロナウイルス

感染予防事典 Vol. II

〈テーマは“次亜塩素酸水”〉

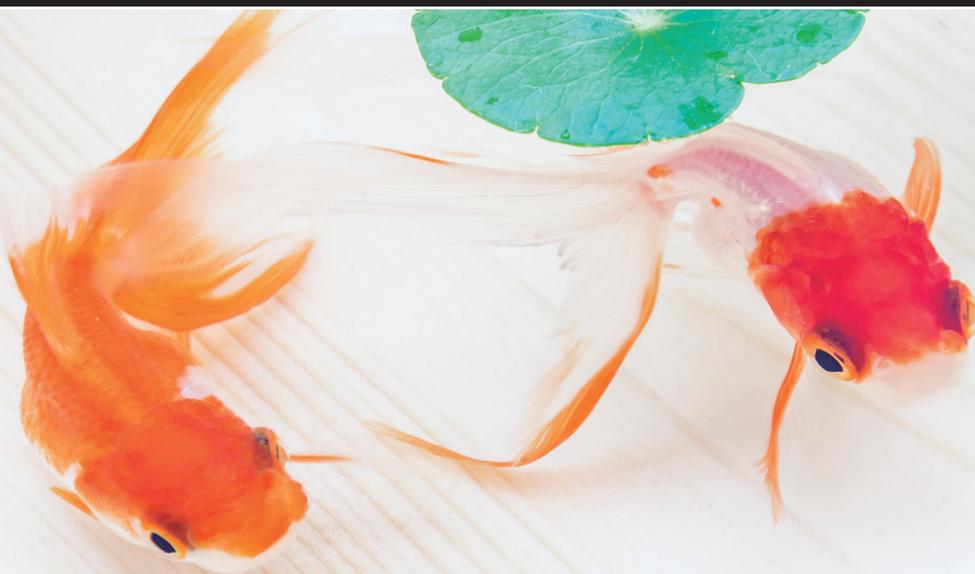


特集 1

〔新型コロナ禍の手技療法家の行動 ①〕

緊急アンケート

「新型コロナウイルス感染症の影響と行動」



特集 2

〔新型コロナ禍の手技療法家の行動 ②〕

知識の見直し「健康保険」と「受領委任」 ＝改定版＝

徒手医学
基礎講座

Vol.17

临床上よくある疾患 圧迫骨折Ⅱ

荻窪腰痛リハビリスタジオ 水谷 哲也

新 ● 接骨院経営術『外傷』に強い院 Vol.6
〈外傷治療〉を土台に据えた接骨院
その強さの秘訣に迫る!

〔IWAアカデミー リカバリー・フィールド ディレクター 渡邊 健二氏〕

シリーズ | シンクタンク岡事務所の経営労務相談室 [vol. 4]

治療院に強い社会保険労務士事務所

シンクタンク岡事務所 業務部主査 菊地 孝枝

好評!学べる〈連載〉

- 朝倉 千恵子「人材を人財に変える教育術」
- 岩崎 由純「読む癒し」
- 花谷 博幸「勝ち組治療院のツボ」
- 療養 太郎「続・療養費の請求と支給」

癒しの技術を学びませんか？
メニューの開発、導入にすぐに役立つ

習得した技術を、そのままサロンの新メニューに活かします。



1 Day Course

ワンデーコース

1日完結講座

監修・講師

境 瑠美

さかい るみ

アロマセラピー講師

接客マナー講師(ボディバランスアカデミー事務局長)

英国IFA認定国際アロマセラピスト

ホリスティック・アロマセラピー卒業(ロンドン)

リフレクソジスト、タラソセラピスト、

カラーセラピスト、ストーンセラピスト



メディックスボディバランスアカデミーから資格認定証が授与されます。

・整顔セラピー【お顔の整体】	8月19日(水)	11:00~17:00	受講料	19,000(一般)、18,000(メディックス会員)
・フェイシャル美肌エステ	8月24日(月)	11:00~18:30	受講料	27,000(一般)、26,000(メディックス会員)
・座位篇整体もみほぐし【肩こりケア】	8月26日(水)	10:30~13:00	受講料	11,000(一般)、10,000(メディックス会員)
・もみだしエステ【スリミング】	8月27日(木)	11:00~18:00	受講料	27,000(一般)、26,000(メディックス会員)
・アクティブストレッチ整体	9月2日(水)	14:00~18:00	受講料	15,000(一般)、14,000(メディックス会員)
・アーユルヴェーダ	9月3日(木)	11:00~18:00	受講料	25,000(一般)、24,000(メディックス会員)
・ボディバランスセルフ整体法	9月8日(火)	13:00~18:00	受講料	13,000(一般)、12,000(メディックス会員)
・東洋式足裏反射区療法	9月9日(水)	11:00~18:00	受講料	23,000(一般)、22,000(メディックス会員)
・フェイシャル【アンチエイジング篇】	9月11日(金)	13:00~18:00	受講料	19,000(一般)、18,000(メディックス会員)
・アロマボディトリートメント	9月14日(月)	11:00~18:00	受講料	25,000(一般)、24,000(メディックス会員)
・整体もみほぐし【施術ベッド篇】	9月16日(水)	11:00~18:00	受講料	23,000(一般)、22,000(メディックス会員)
・美姿勢整体【インナーマッスル篇】	9月17日(木)	11:00~17:00	受講料	19,000(一般)、18,000(メディックス会員)
・腸アロマセラピートリートメント	9月18日(金)	11:00~14:30	受講料	15,000(一般)、14,000(メディックス会員)
・リフレクソロジー【足裏ふくらはぎ】	9月23日(水)	11:00~18:00	受講料	23,000(一般)、22,000(メディックス会員)
・眼精疲労整体	9月24日(木)	13:00~18:00	受講料	19,000(一般)、18,000(メディックス会員)
・ハンドトリートメント	9月25日(金)	10:30~13:00	受講料	10,000(一般)、9,000(メディックス会員)
・ヘッドトリートメント【ベッド篇】	9月25日(金)	14:00~18:00	受講料	13,000(一般)、12,000(メディックス会員)
・リンパドレナージュ【ボディ】	9月28日(月)	11:00~18:00	受講料	25,000(一般)、24,000(メディックス会員)
・ハンドリフレクソロジー	9月29日(火)	14:00~18:00	受講料	14,000(一般)、13,000(メディックス会員)
・小顔リンパドレナージュ	9月30日(水)	13:00~18:00	受講料	18,000(一般)、17,000(メディックス会員)

* 休講や延期となる場合がございます。当校ホームページなどにて最新情報をご確認くださいませうございます。

他にも多種多彩な1日講座を毎月開催

1日完結なので
目的に合わせて
1教科から選んで
参加できます！

ご予約先

メディックスボディバランスアカデミー事務局 担当：飯野・境 お気軽にお問い合わせ下さい。

ホームページ：https://www.mdx-edu.com/ TEL:03-3255-0772 e-mail:mdxbba@mdx-grp.co.jp

東京都千代田区神田淡路町 1-1-1 KA111 ビル 3F (都営新宿線 / 小川町 東京メトロ丸の内線 / 淡路町駅 A5 出口徒歩1分)



講座情報は
こちら

Art director
北村 力 (PLANFORT)

Account director
小林 雅裕

表紙／本文デザイン
北村 力 (PLANFORT)
神山 直矢 (株式会社セイヨー)
松本 舞 (株式会社セイヨー)

Printed in japan

印刷／製本
株式会社セイヨー

「ひーりんぐマガジン」は、『治療院・手技療法家に新しい光を送り届ける“新型”専門情報誌』として、2003年10月創刊以来、全国の接骨院・鍼灸院・マッサージ院・整体院・リラクゼーション系サロンに向け、業界ビジネスに特化した新鮮な情報をお届けしてまいりました。すべての手技療法家を応援する姿勢はこれからも決して変わることはありません。



特集 1

[新型コロナ禍の手技療法家の行動 ①]

緊急アンケート

「新型コロナウイルス感染症の影響と行動」

4

連載・朝倉 千恵子「人材を人財に変える教育術」(第34回) 8

連載・岩崎 由純の「読む癒し」(第39回)「きれいな空気を」 10

徒手医学
基礎講座

Vol.17

臨床上よくある疾患 圧迫骨折Ⅱ

荻窪腰痛リハビリスタジオ 水谷 哲也・アシスタント 岩間 絢子
桑島 悠輔

12

連載・花谷 博幸「勝ち組治療院のツボ」(VOL.63) 15

INDUSTRY NEWS 柔道整復師受領委任の危機? 17

連載・療養 太郎「続・療養費の請求と支給」(第46回) 20

シリーズ | シンクタンク岡事務所の経営労務相談室 [vol.4]

治療院に強い社会保険労務士事務所

22

シンクタンク岡事務所 業務部主査 菊地 孝枝



特集 2

[新型コロナ禍の手技療法家の行動 ②]

24

知識の見直し「健康保険」と「受領委任」 =改定版=

新型コロナウイルス 感染予防事典 Vol.Ⅱ <テーマは“次亜塩素酸水”> 29

新 ● 接骨院経営術 『外傷』に強い院 Vol.6

<外傷治療>を土台に据えた接骨院 その強さの秘訣に迫る!

30

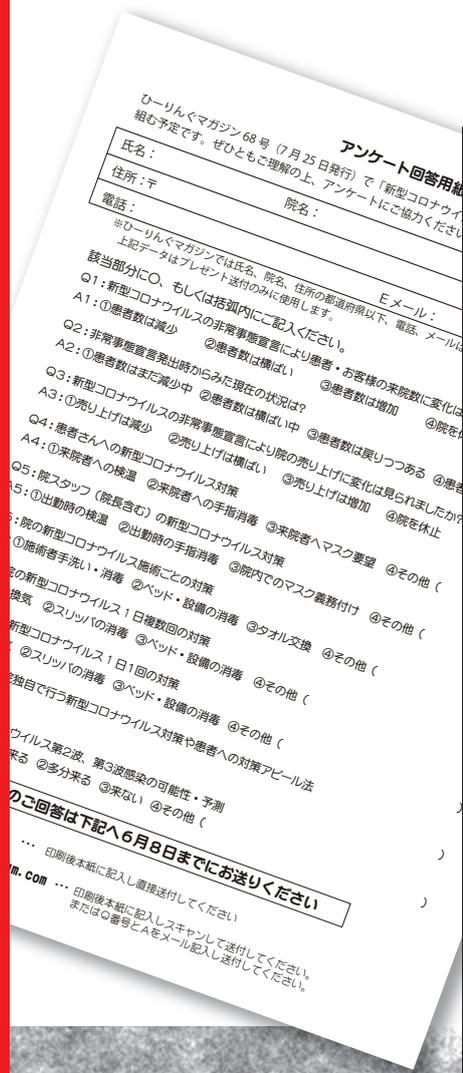
[IWAアカデミー リカバリー・フィールド ディレクター 渡邊 健二 氏]

バックナンバーのご紹介 34

読者アンケート&プレゼント

34

[広告掲載ページ]	●メディックス ボディバランスアカデミー	表Ⅱ
	●日本手技療法協会・整体師会	9
	●メディックス計算センター	18
	●シンクタンク岡事務所	21
	●患者満足推進協会/PCC	27
	●[医療機関向け次亜塩素酸水販売のお知らせ]NPO法人日本手技療法協会	28
	●株式会社アップシステム	32
	●一般社団法人TTC事務局	表Ⅲ
	●一般社団法人 日本治療協会	表Ⅳ

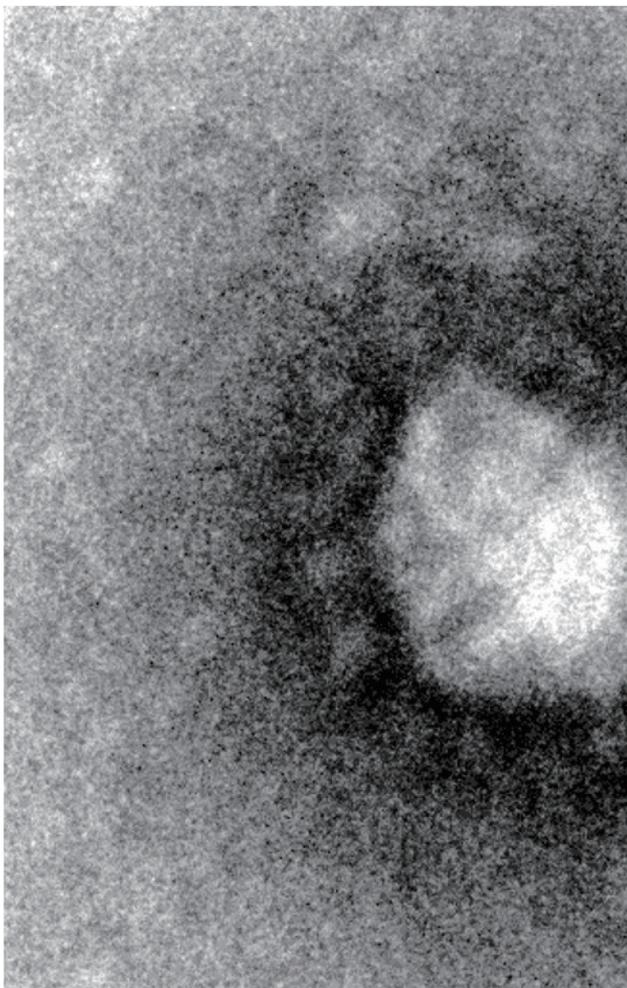


緊急アンケート

「新型コロナウイルス感染症の影響と行動」

新型コロナウイルス感染症対策での「緊急事態宣言」発出によって、都道府県知事は、住民に対して期間と地域を定めた上で不要不急の外出を自粛するよう「要請」できた。事業者などに対しては店舗や施設の使用制限を「要請」、つまり「休業要請」できるようにもなった。人々は不要不急の外出を自粛し、公園、商店街などから人が激減した。多くの企業も「テレワーク」などを取り入れ電車内や駅からも人が消えた。医療機関では感染を恐れ診療所や病院に患者は行かなくなり「ガラガラ」な診療所が続出した。

ヒーリングマガジンでは接骨院をはじめとする国家資格者が運営・経営する院やいわゆる民間資格者の院に「緊急事態宣言」の影響があったかどうか、新型コロナウイルス感染症対策をどのように行ったか、などを本誌読者にアンケートした。アンケートは「緊急事態宣言」が数日以内に解除される可能性が高いと報道されはじめた5月18日にEメールで送信、6月8日までに回答があったものを集計した。回答を得た数は86院。回答地域は全国に及んだ。



新型コロナウイルスの影響



域差があったようだ。

アンケートに回答してくれた院の職種は、「整体・リラクゼーション・カイロプラクティック」の院が6院、「接骨院」が50院、鍼灸接骨院などの「接骨とあはきの併用院」が20院、「あはきの院」が10院、合計86院である。

「ガラガラ」になった診療所や病院が続出したと同様に、マッサージ院や鍼灸院、接骨院、リラクゼーションサロン、整体院などのサロンについてはどの程度の影響があったのだろうか。

図1 患者(来院者)数の変化

緊急事態宣言が発出後に患者(来院者)数が「減少した」という院が89.0%と全体の約9割を占めた。「変化していない」院が4.9%、逆に患者(来院者)数が「増加した」院も2.4%あった。院を休止したのはリラクゼーション院、整体院、接骨院が各1店舗(3.7%)あった。新型コロナウイルスで多くの院の経営にマイナスの影響が出ていたことが判明した。職種に関係なくマイナスの影響があった。

この設問での注目は患者数が増加した院が見られたことだ。患者数が増加した院からは「ヘルスケアによる感染症に負けない身体づくりを訴え、来院者増加に結びつけた」、「整形外科クリニックが外来のみでリハビリをしないかったおかげでリハビリをしてほしい人、交通事故後で治療してほしい人が治療に訪れた」などのコメントもあった。

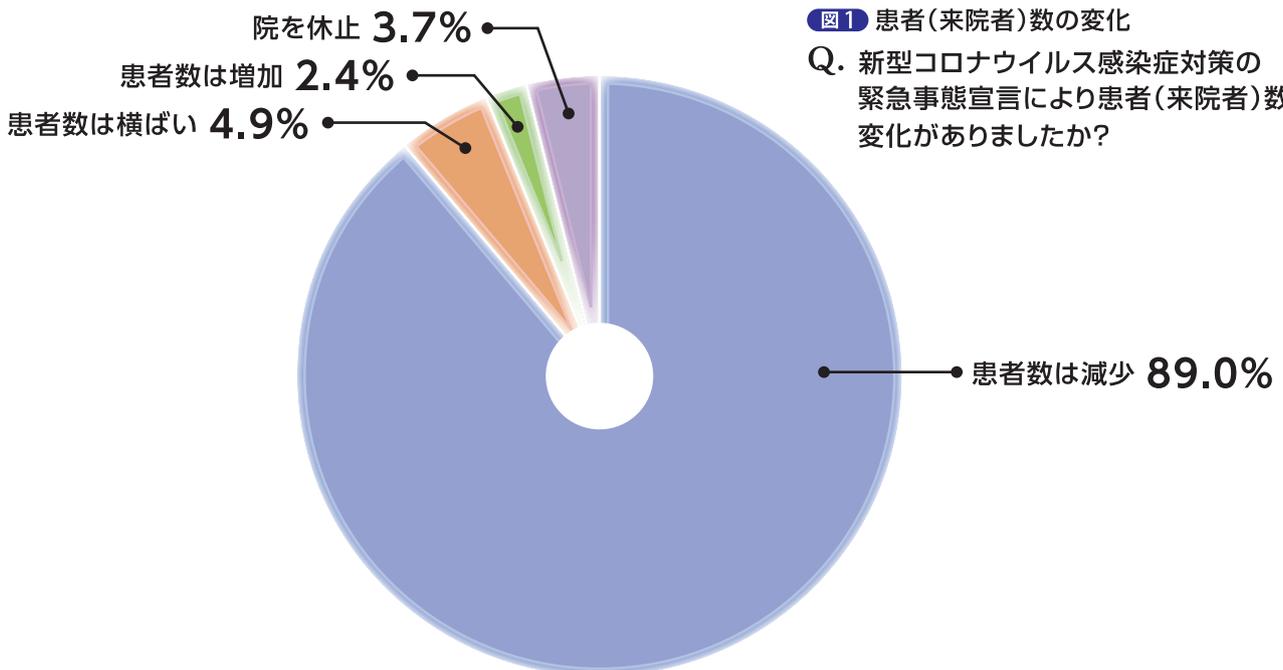
外傷治療やリハビリ、サポートを行っていた院では患者数(来院者)の減少は最小限に抑えら

た。緊急事態宣言解除については5月14日に北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫の8都道府県以外の39県に発出。同月21日に京都、大阪、兵庫の3府県、25日には残っていた北海道、埼玉、千葉、東京、神奈川の都道県が解除された。緊急事態宣言が長期間出続けた地域では48日間に及んだ。

施術関係で休業などの協力要請施設に指定されなかったのはマッサージ院や鍼灸院、接骨院の国家資格の有資格者が施術する院などだ。東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県がエステサロンやまつ毛エクステ、ネイルサロン、日焼けサロン、脱毛サロンを休業要請対象と明示していたこともあり、法律に基づかない民間資格者の運営するリラクゼーション、リラクゼーションやアロマセラピーなどのサロンについては、休業要請に地

図1 患者(来院者)数の変化

Q. 新型コロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言により患者(来院者)数に変化がありましたか?



れたとの声も多かった。一方で都心のオフィス街にある院の患者(来院者)数の減少が目立った。業種としてはリラクゼーションサロン、高齢者をターゲットとしている院の患者数の落ち込みは深刻なものがあつたという。

院の状況では緊急事態宣言下での売り上げ状況もアンケートをとっているが、ほぼ図1の患者(来院者)数の変化との違いが見られなかったのが割愛した。

図2 患者数(来院者)の現在の状況

現在の患者(来院者)数については、「まだ減少中」と「戻っていない院(横ばい)」が合せて59.7%と過半数を超えている。3割程度の院は「元へ戻りつつある」でアンケートの締切り日(6月8日)で、まだ患者は戻っていないかった。

新型コロナウイルス禍での行動



次に新型コロナウイルス感染予防のためどのような行動を起こしたか回答を求めた。患者(来院者)に要請したものなども含めた自院で行った感染予防対策である。

図3 患者(来院者)への対策要請

患者(来院者)への対策の要請として一番多

かったは手指消毒の35.3%、続いてマスクの着用30.9%、その他23.0%、検温10.8%となっている。その他の項目をいくつか紹介すると「コロナに関する健康状態の問診」「会社や家族内での感染状況の聞き取り」「健康チェックシートの記入」などの健康状態の確認。「患者同士が院内で顔を合わせるのを避けるため予約日、時間の調整をした」や「感染した場合重症化する可能性があるため70歳以上の高齢患者の来院自粛要請」などがあつた。

図4 院側の対策

院側の対策としてはスタッフや施術者のマスクの着用と手指消毒が同数で、32.9%と多かった。出勤時の検温は24.1%となっている。その他の対策としては「患者同士が顔を合わせないために予約制の導入」「来院者の人数制限」。院内の環境のため「換気を数多く行った」「施術ごとにタオルを交換」「空気清浄機、イオン空調、次亜塩素酸水の噴霧」「ドアノブ、スリッパなど手で触れる箇所の消毒」「ベッド間のスペースを通常よりも大きくとった。待合の椅子を減らした」など。施術者は「フェイスシールドやゴーグルの着用」「患者の眼前でマスク着用・施術前後のアルコール消毒」「スタッフ等の体調確認」「施術ごとに殺菌用ハンドソープでの手洗いと手指消毒を行った」。

スタッフなど従業員に求めたものは「出勤以外の外出自粛」、「県をまたいだ移動の自粛」「コンビニでの買物の自粛」「食事、運動、睡眠を十分にとる」「感染予防策の研修」「終業後はまっすぐ帰宅させる」などがあつた。

図3 患者(来院者)への対策要請

Q. 患者(来院者)への対策要請など

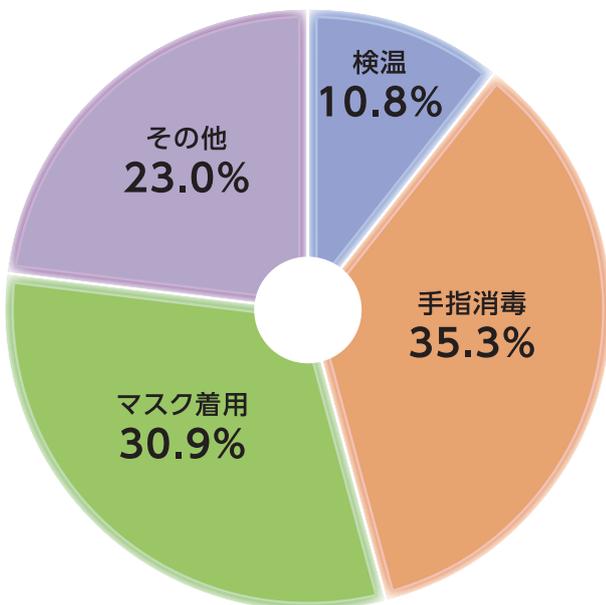
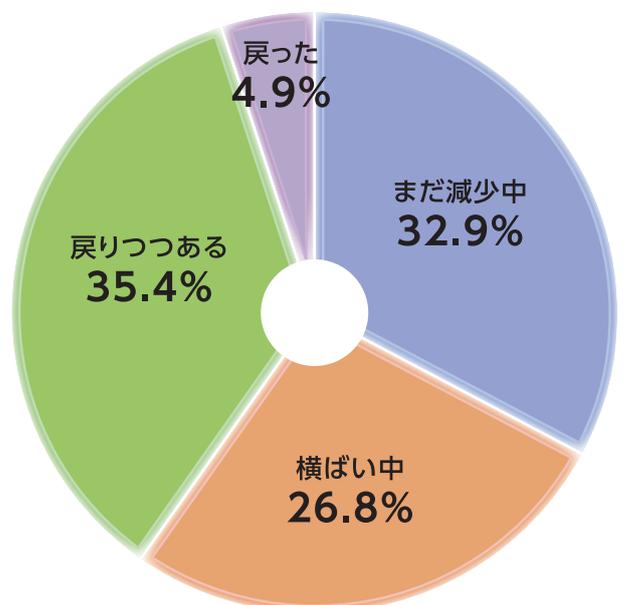


図2 患者(来院者)数の現状の状態

Q. 緊急事態宣言発出時から見た現在の患者(来院者)数の状況はどうか



院独自で行った新型コロナウイルス対策や患者への対策アピール法も聞いた。最も数が多かった対策は予約制に関することだった。完全予約制を導入したり、すでに予約制導入済みの院では予約の間隔を今まで以上に空けたりという工夫が実施された。その他には「免疫維持向上指導、感染予防指導、コロナウイルス情報の説明」「自費診療でのコロナ疲れやコロナ鬱への対応術」というプログラムを作り、自律神経へのアプローチを行っていたがこれがかなり人気になり予約が絶えなかった」という新たな指導プログラムや施術を開発した院もあった。

設備面での対策は「受付、待合室に飛沫感染予防シート設置」「24時間強制換気を行っている」があり、「患者(来院者)にマスクプレゼントを実施した」院もあった。また、「咳エチケットの悪い来院者は換気扇の下のベッドで施術した」など、さまざまな工夫をこらした院もあった。一方で「打つ手なし。余計なことを打ち出してストレス過多な患者から厳しく攻撃や指摘された。大人しくしていることが得策」と訴える院もあった。

新型コロナウイルス対策のアピール法については、「院内外に対策POPを貼った」「院外看板に対策を掲示」「SNS、ホームページを利用した」がほとんどを占めた。その他に「電子メールで患者に送信した」「YouTubeなどによる院内感染対策の周知や、自宅でもできる運動・ストレッチ方法の動画配信」をした院もあった。

最後に第2波、第3波の感染襲来の可能性を聞いた。

図5 第2波、第3波の感染拡大の可能性

「必ず来る」と「たぶん来る」を合わせると88.1%と圧倒的に再度感染の拡大が発生すると考えている院が多かった。「ワクチンや治療薬が世の中に普及しない限り2波、3波が起る可能性は否定できない」が多く、「新型コロナウイルスに限らず別の新型のウイルスが間違いなく来る」と新型コロナウイルスに限らず何らかの新たな感染症の発生を見越し、いつでも対策ができる状態を作っておくことが大事と回答する院があった。その他の回答の中には「第2波・第3波の定義が曖昧、一時的に感染者数が増えるとは思予想しているが、それほど大きく増えるとは思えず、第2波と呼べるほど大きな波になるとは予想していない」と回答する院もあった。

感染症の専門家にも秋口から第2波、第3波の感染襲来の可能性があることを否定する者はいない。少なくとも夏期は爆発的な拡大はないと思われるため秋口からの対策を今から準備しておくことが求められる。マスクや手指消毒、設備消毒、換気など患者(来院者)や施術者の感染予防はこの院でも行っている。再感染拡大やインフルエンザのように新型コロナウイルスとの共存を前提として、「ピンチをチャンスに変えるため」の新メニューや新たなリハビリ法の開発などが単なる感染予防以外の新たな行動を起こすことが大切である。ワクチンや治療薬開発を待っていたところで院の大乱立時代である現在、生き残るためにも今動かなければ淘汰されるかもしれない。

図5 第2波、第3波の感染拡大の可能性

Q. 新型コロナウイルスの第2波、第3波の感染拡大の可能性

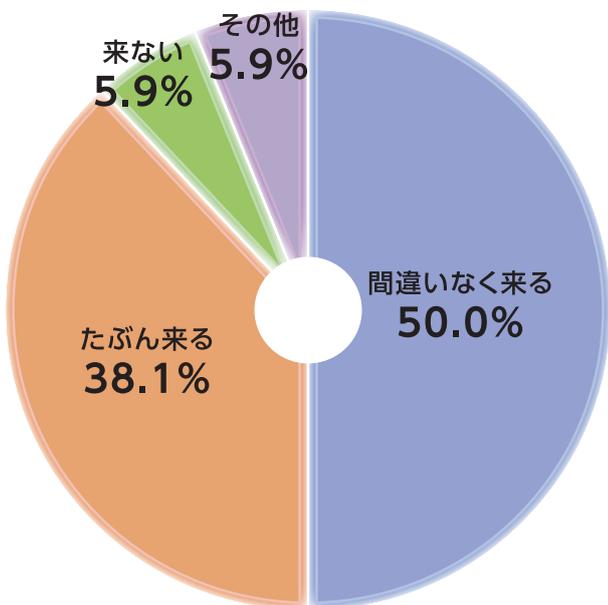
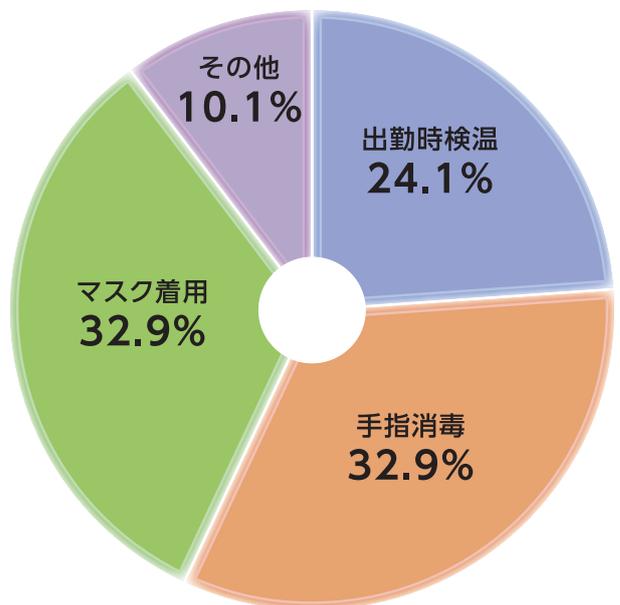


図4 院側の対策

Q. 院スタッフ(院長含む)など、院側の対策



※重複している回答などで合計が100%でないグラフもある。

人材を人財に変える教育術

第34回「危機意識」



朝倉千恵子 Chieko Asakura

株式会社新規開拓 代表取締役社長
小学校教員を経て社員教育研究所に入社。
営業経験ゼロながら入社3年後には社員数230人超、
年間売上高23億円の企業で単独1億円を達成しトップ
セールス賞を受賞。
2004年に株式会社新規開拓を設立。
自らの経験を生かした研修、講演は多くの企業から支持
され、そのリピート率は9割以上で現在も講師として全
国を飛び回る。また、働く女性の応援団長として自社に
て「トップセールスレディ育成塾」を主宰し16年を迎
えた。その卒業生は2300人を超える。

こんにちは。朝倉千恵子です。

新型コロナウイルス感染症が世界中にもたらした影響はとてつもなく大きく、コロナ後の新時代はすでに始まっています。とはいえ、都内の通勤の様子をみるとそれ以前より少ないものの人混みや混雑は戻ってきています。「自粛期間中の緊張感や3密意識は果たしてどこへ？」と首をかしげたくなるような状況も目にします。気の緩みが出ているのでしょうか。

今年はいくつかの求められていない状況です。すでに私自身も覚悟

を決めいくつかの決断を下し実行しています。

前進あるのみ

8年前にこんなことをブログに書き残していました。

現状に満足せず常に危機感を持って!!

恵まれていた時期が続くと人間は考えなくなり、ハングリー精神を忘れた人間は衰退する。思考は常に未来に向かって行い、今で十分だと思つた瞬間に思考はのんびりしてしまう。

企業経営は紆余曲折と波乱の連続。その都度、判断・決断し方向性を明確に。順境な時に人は成長し

ない。もがき苦しみ、苦境を乗り越え進化成長する。

今で十分と思う人生もあるがもっともつと、まだまだこれからと思える人生は幸せなもの。退屈しない人生ってやっぱり凄い。仕事があること、仕事ができること、やっぱり幸せ。

暇になると時間が余り過ぎると、余計なことばかり考える。悩むと行動が止まる。もやもやを吹き飛ばすには行動しかない。

物事を難しく考えない。あくまでもシンプルに、悩んでも答えは出ない。動いて、走りまわっているうちにふと、ひらめきが生まれる。よし！ やろう！ と自らを奮させ前進あるのみ。

危機意識をもった変化変革

企業も私たちも危機意識をもつた変化変革が求められています。ある企業が行った緊急事態宣言解除前の調査によると、新型コロナの影響

響でテレワークを行っている人は全体の約29.0%。時差出勤や時短勤務を行っている人が31.7%、46.3%は平常通り勤務していたそうです。テレワークを行っている人のうち62.7%は新型コロナ収束後もテレワークを続けたいと考え、テレワークの実施で仕事の効率が上がったと実感した人は33.8%。さらに、57%の人はテレワークに満足していると回答。

コロナ以前の働き方には戻りたくない!!もう戻れない。新たな働き方でも仕事ができる、生活できる……。そこに皆、気づいてしまいました。

私たち経営者はこの現状からこの先どうあるべきか。**これまでの延長で考えるのではなく、柔軟な発想、大胆な決断、改革が求められています。**

ここからさらに加速して時代は変わります。変化にどう対応するか、覚悟を決めて事に当たりましょう。常に我々は試されています。2020年は悪が完全に露呈する年……。ごまかしが通用しません。

誠実に生きる努力を惜しまず日々精進あるのみですね。



日本手技療法協会・整体師会 認定指導員募集

整体師養成講座の 指導員に なってください。



営業時間外の有効利用でビジネスチャンス！

ご提案
メリット
その1

店の空いた時間を有効活用 **講師として収入を得る**

店舗経営はそのまま継続し、時間外など空いた時間を利用して先生が長年培ってきた技術を講師として指導に活かし、店舗経営以外の収入として得るチャンスです。

ご提案
メリット
その2

学び舎として地域の信頼獲得 **他店との差別化を図る**

多くのお弟子さんに健康の輪を広げる「学び舎」として地域からの信頼を得られ他店との差別化を図るチャンスです。

さらに

収入を得ながらご自身の手で指導した優秀な受講生をスタッフとして採用されている指導員も多くいらっしゃいます。

ご提案
メリット
その3

教材は20年間以上研究した **実践的テキスト**

教材、カリキュラムが用意され、受講生の募集、講座の料金設定方法などのノウハウも提供。小規模な院でも小規模な養成講座からスタートしたい院でも容易に開講が可能です。

手技療法家を育てて下さい

収入を得ながらご自身の手で指導した受講生をスタッフとして採用できるチャンスと、空いた時間を利用して技術を講師として指導に活かし収入を得る2つの目的を同時に達成できる非常にリスクの低いビジネスとなっております。整体師の指導者となりお弟子さんを取り、手技療法家を志す多くの方のために、ぜひお力をお貸し下さい。

日本手技療法協会・整体師会は、バランス整体の普及を通じ、健康社会への貢献を目的としています。整体の技能や知識を日常生活に活かすためのプログラム、さらに、整体のプロフェッショナルとして開業を目指す方のための教育プログラムを研究・実践し、全国に数多くの優秀な卒業生を送り出しています。



詳しくはコチラ！

日本手技療法協会・整体師会

<http://www.e-shugi.jp/seitaishikai/>

神田事務所

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町 1-1-1 KA111ビル

TEL:03-3255-0774

Japan Therapist Association

岩崎由純の

『読む癒し』

第39回



岩崎由純

1959年山口県出身。米国シラキューズ大学、大学院に留学し、NATA認定アスレティックトレーナーの資格取得。留学時からベップトーク（チームをまとめて勝利に導く会話法のひとつ）に興味を持つ。

「NECレッドロケッツ」でトレーナーとして23年間活躍。現在は主にベップトークの普及活動を行いながら、ストレッチポールやテーピングなどの指導もしている。

「きれいな空気を」

テレビでもおなじみの「あいうべ体操」の今井一彰先生の講演を拝聴する機会がありました。このようなご時世ですから、オンライン講演でしたが、ためになる情報満載でとても勉強になりました。つい先日もNHKの番組に出ておられた先生だけあって、内容も分かりやすく面白いし、パワポを使ってお話しされ情報量も多く、誰もが共感できるコンテンツなのでメモ帳が真っ黒になるほどでした。

先生が提唱されている『鼻呼吸』や『あいうべ体操』、そして書籍も出しておられる『足指のぼしーゆびのぼしー』などはインターネットで検索してみただきたいのですが、今回、自分がビックリしたのは、空気の話です。

冒頭で教えていただいたのは、人は、なんと一日15キログラムもの空気を吸っていることです。確か6階建てのビルの大きさに相当する量の空気を吸ったり吐いたりしているとおっしゃっていました。そしてなんと一日の呼吸の回数は、約2万回。それを生まれてから天に召されるまでずっと続けるわけです。

それだけの量の空気を取り込んでいるわけですから、空気が

汚れていたら大変なことになってしまいます。やっぱり空気はきれいな方が良く決まっています。それも鼻から吸った方が良いでしょう。構造上、鼻にはフィルターがついているからです。しかし、残念ながら日本人は口で息をする「口呼吸」の人が多いそうです。口で息をするとフィルターを通さずダイレクトに空気が肺に入ってしまう。もし、空気が汚れていたら、健康を害する危険性があるわけで、口呼吸が実際に多くの病気の原因になっていることが研究でわかっています。

数十メートル先も見えない深刻な大気汚染は、中国だけでなくインドでも深刻な問題です。2016年にはインドの首都ニューデリーは外出禁止令が出るほどPM2.5の濃度が急上昇し、最終的には安全基準の16倍まで跳ね上がったそうです。8歳の女の子が肺がんになったとの報道もありました。

今井先生によると中国は『がん大国』になってしまっているそうです。中国の大気汚染が20世紀の後半から進み、それを追うようにがんの発症が増えているのです。自分も、かねてより今の中国は50年前の東京のようであり、100年前のイギリスのよ

うであると思っていました。産業革命や高度成長期には、やっぱり空が煤煙などに覆われる大気汚染の歴史が繰り返されているからです。そういえば、前川清さんの『東京砂漠』という楽曲の中で、「空が哭いている。煤け汚されて…」という歌詞がありました。1976年当時は、光化学スモッグの注意報が出ると屋外の体育の授業は中止になり、屋内の授業に変わっていました。

ところが今井先生によると、新型コロナウイルス(COVID-19)によるロックダウンや外出自粛などの対策により、「何十年ぶりにインドからエベレストが見えた」とか「カルフォルニアは40年ぶりに空気がきれいになった」との報道があったそうです。

今井先生からの情報を元にすぐにネットで検索してみました。なんとCNNをはじめ世界の報道機関が、北インドのパンジャブ地方からヒマラヤが30年ぶりに見えた写真入りで報道していました。パンジャブ州ジャランダルからヒマラヤの姿を撮影した画像のあるアンシエル・チョプラさんのツイッターには、AP通信の方からの使用許可を求めるツイートが残っています。その画像はAP通信によって世界に配信されたのです。それくらい凄いとが、起きていたのです。別の報道では、オゾンホールが小さくなっていることや、海や大気がきれいになっていることを画像入りで紹介しています。

講演を拝聴して初めて、経済活動の自粛によって地球がきれいになっていったことを知りました。そうです。空気がきれいになつていたのです。人間は、自分たちが毎日15キログラムも空気を吸うのに、それを自ら汚していたのです。何ということでしょう。

しかし、いよいよ日本でも自粛要請は解除され移動も解禁になりました。経済活動の再開を多くの人が喜んでいきます。しかし、それではまたまた空気が汚れることになってしまいます。すでに中国からのPM2.5は、風に乗って北陸や関東地方にも届

いているようです。じゃあ、どうすれば良いのでしょうか！ われわれ個人の力では工場を止めることも、通行を制限することも、車を使用禁止にすることもできません。

今井先生は解決策を3つ紹介して下さいました。まず「あいうべ体操」で口の周囲や中の筋肉を鍛えます。特に「べ」では舌筋が鍛えられるそうです。舌(ベロ)トシで顔中の筋肉が鍛えられ、人の健康につながることを詳しくお話して下さいました。2つめは鼻呼吸です。寝るときに「口テープ」を口が開かないように貼るのだそうです。人生の3分の1は寝ているわけですが、そのときに口が開いていたら空気中の悪いものを全て吸い込んでしまいます。就寝時の鼻呼吸のためです。そして3つめが鼻うがい。これは、コロナの罹患を防ぐことが実証されているそうです。経済活動の再開とともに間違いなく空気は汚れる。鼻のフィルターもすっかりお掃除する必要があります！

最後に、これからは「される」医療ではなく、「する」医療が大事故だと教えて下さいました。私たちは、この新型コロナウイルスの蔓延の中、自分にできることとして「ステイホームと手洗い」を行いました。自分の健康は、自分が守るためにセルフケアを続ける。何をどうするか自分で決めることが大切なのだそうです。自分はお話しをうかがった日の夜から、口テープを貼り始めました。起きたときの喉の調子が良いのに驚いています。

皆さんと力を合せて地球の空気をきれいにできたら理想的です。でも現実的なのは自分にできることから始めることです。さあ、鼻呼吸で「きれいな空気を」吸いましょう。

「あいうべ体操」の詳細は、みらいクリニックのサイトへ

<https://mirai-iryu.com/>

人間は、自分たちが毎日15キログラムも空気を吸うのに、それを自ら汚していたのです。何ということでしょう。

岩崎由純



徒手医学 基礎講座

Vol.17 临床上よくある疾患 圧迫骨折Ⅱ

荻窪腰痛リハビリスタジオ
水谷 哲也

水谷哲也 | PROFIRE
 ・柔道整復師
 ・日本臨床徒手医学協会理事
 ・日本ドイツ徒手医学会 / 認定マニュアルセラピスト
 ・日本クラシカルオステオパシー協会 / 認定会員('07~'10)
 ・メディックスボディバランスアカデミー講師
 ・NPO法人日本手技療法協会指導員
 現在は荻窪腰痛リハビリスタジオにて脊柱疾患を専門に急性期、慢性疼痛の治療、オーダーメイドの運動療法や各種セラピスト向けの勉強会を随時開催している。

アシスタント
岩間 絢子
桑島 悠輔

ひーりんぐマガジンをご購読の先生、こんにちは！ 前号では番外編としてコロナ自粛で起こりうる不活動からくる廃用性症候群の話をしていただきました。未知のウイルスとの遭遇で自粛、外に出ないとの意識付けが先行してしまった高齢者が2カ月間、家から出ないとどんな惨事になるか想像できなかったようですね。患者さんからは体力が落ちて歩けなくなってしまった人、認知症が進んで入院してしまった人などの報告がありました。今になって考えると、以前は朝4時~5時に散歩しているお年寄りもたくさんいたので、そのまま続けてほしかったです。

今号ではひーりんぐマガジン66号の圧迫骨折の続きをお伝えします。66号が手元のない先生は日本手技療法協会に連絡をし、バックナンバーを取り寄せて確認してください。今回の重要なポイントは“臨床的テスト法、と“運動療法の意義と時期、の2つをお送りします。

1. 臨床所見

骨粗鬆症を起因とする圧迫骨折はTVや雑誌で“いつのまにか骨折、として紹介されたように、転倒や尻もちのような自覚できるエピソードのないものも多数含まれます。また、骨細胞自体に侵害受容器がないので、徐々に圧潰して骨膜に侵害刺激が加わるまで気づかないこともあります。“いつのまにか、というくらいですので、椅子に勢いよく座った、転ばなかったけど躓いたなど、言われなければ忘れてしまっているような小さいことも起因する場合があるということを頭に入れておかなければなりません。

2. 好発部位と疼痛部位

圧迫骨折の好発部位は学校でも習った通り下位胸椎から上位腰椎です。疼痛部位は胸腰移行部付近とそこからの放散痛、臀部から下肢痛も临床上、よく見られる症状です。疼痛誘発動作は次の4つが特徴です。(吉田徹ほか「骨粗鬆症性脊椎圧迫骨折の早期診断と保存療法」CLINICAL CALCIUM 9:1126-1131,1999.)

- I 起居動作
- II 立位や坐位
- III 体幹前屈
- IV 2~3分間じっと立っていると症状が落ち着いてきて歩行可能

ADL動作や自動運動テストの目的は【患者の主訴の再現】でしたね！ 上記4つの主訴で圧迫骨折の固有症状はIVです。Iの起居動作は治療院の現場で一番よく見られる症状じゃないでしょうか？ これは起き上がり動作時に損傷部位である胸腰移行部に強い屈曲と回旋が加わる動作であり、我々セラピストは起き上がり動作を介助するときに強く背中を押ししたりしないよう注意しなくてはなりません(図1)。破裂骨折が疑われるときや神経症状の強いときは早急に専門医に送って指示を仰いでください。

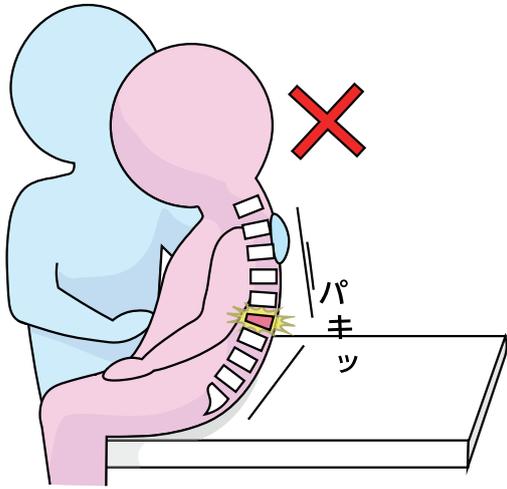


図1 起き上がり動作介助

3. 他覚的所見

私たちセラピストができる検査は疼痛誘発テストです。叩打痛を確認して障害分節を特定します。整形外科で行われる棘突起叩打テストは示指、中指を単分節棘突起に乗せ反対の手で軽く握りこぶしを作り叩打する(写真1)となっていますが、棘突起に大小があり(写真2)、難易度が高いので打腱器を使います(写真3)。

写真 1



写真 2



写真 3



4. 治療の経過

骨癒合の変化はMRIの輝度変化で確認します。椎間板や軟骨終板変性のMODIC分類のように受傷直後の新鮮例ではT1画像で低輝度、T2画像で高輝度になります。これはT2画像で水分を強調して撮影するので骨折付近の血液(血漿成分)などを映し出すためです。T1は骨の形状を見るのに優れています。T2画像の液体成分は経過とともに吸収され輝度が低下し、やがて等輝度に落ち着いていきます。エビデンスに基づいて運動を開始する場合、T2が高輝度なら炎症期だと判断できるので物理療法+安静固定を行い、輝度が落ちたのを確認して徐々に運動を開始します。

5. 早期の脊柱伸展療法

治療の目標は椎体前部圧潰による脊柱後彎の改善です。後彎が強くなると他の分節が二次的な圧迫骨折を起こすので注意が必要です。しかし、早すぎる伸展動作は椎体癒合不全を起こすという文献がいくつも発表されているので紹介します。

骨粗鬆症性椎体骨折の椎体癒合不全例について吉田先生らは次のようにまとめています。

Abstracts: 骨粗鬆症性椎体骨折例で治療の経過中にX線像で骨折椎体にvacuum

現象を呈した12例(男1例, 女11例, 平均年齢75.6歳)について調査した。平均経過観察期間は9カ月。骨粗鬆症性椎体骨折での椎体vacuum現象は、胸、腰椎移行部にみられ椎体骨折発症後平均2.3カ月で発現した。骨折治療期間に脊柱後弯を矯正することを目的に脊柱の伸展運動や仰臥位で臥床していた例に発現する傾向があった。椎体癒合不全は脊柱の伸展運動の制限と仰臥位臥床の禁止の保存療法で骨折椎体のvacuum像消失し、疼痛も消失したのが6例、vacuum像縮小し疼痛消失したのは2例、vacuum像あるが疼痛軽減したのが4例であった。(吉田徹ほか「骨粗鬆症性椎体骨折の椎体癒合不全例について」日本腰痛会誌, 8(1): 166 - 172, 2002)

要約すると椎体中央部に亀裂の入った骨折部は重力によって圧迫固定状態にある。腹臥位で体幹伸展運動を行うと接合部が離開して骨癒合を遅らせるのではないかと。ということです。Abstractでのvacuum画像はレントゲン上、偽関節のように可動性のある部位として確認できます。さらに坐位や立位のように重力が加わると消失するのが特徴です(図2)。体幹伸展運動は複数の文献の平均を取ると約3週間、当院での目安は叩打痛が消失してから、徐々に行っていきます(図3)。

骨粗鬆症性椎体骨折の原因は不活動に起因する骨密度の低下です。安静が良くないことは理解できると思います。できるだけ早期かつ安全に運動に誘導できるよう心がけたいですね！

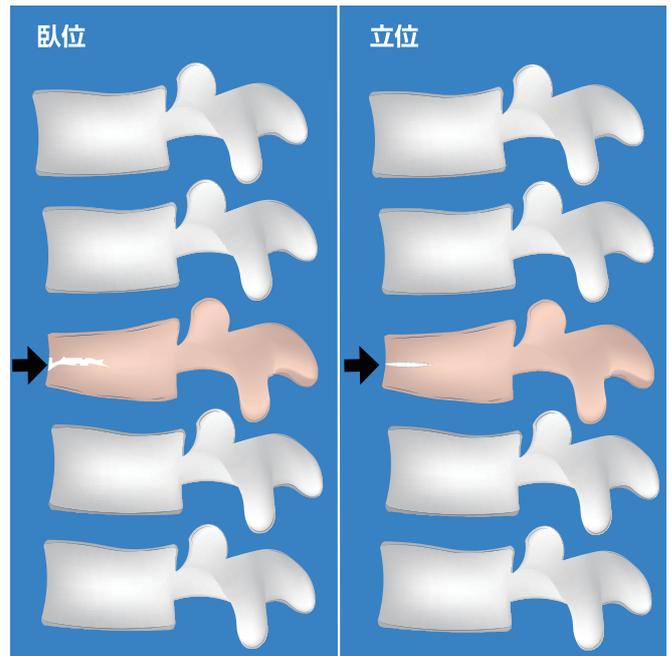


図 2 vacuumは臥位で離開する

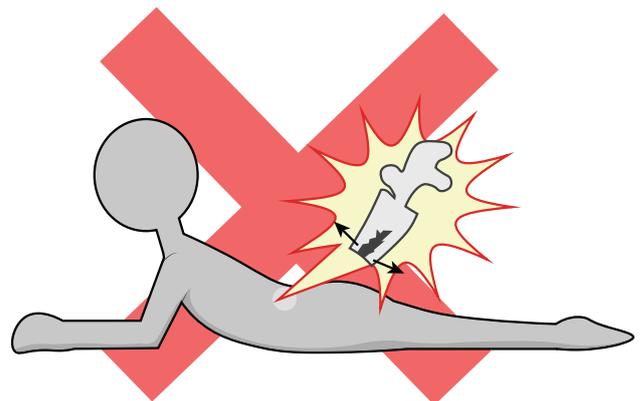


図 3 マッケンジー法は叩打痛が消失してから

圧迫骨折Ⅱいかがでしたか？ 臨床上かなり多く見る疾患ですし、これから増え続けると思います。コロナも落ち着いてきて治療院も通常営業に戻ってきましたし、自粛中たくさん勉強したと思います！ できるだけ多くの患者を触ってスキルアップをしてください。定例の勉強会はしばらく中止しており営業時間内の個人レッスンのみになりましたが継続中です。引き続きリクエストや質問はinfo@ogikubo-rehabili.comまでよろしくお願いたします。

イラスト:岩間絢子

花谷博幸 (はなたにひろゆき)
PCC治療家塾主宰
PCC治療家塾 <https://www.e-pcc.jp/>



勝ち組治療院のツボ

vol. **63** 花谷博幸



患者大移動

PCC治療家塾の花谷博幸です。本日(5月末)やっと自粛生活が明け本格的に正常診療に戻ろうとしています。現在、当院を含め私の周囲の治療院では大量の新患さんが来院しています。その理由は簡単に自粛中に国民が何をするか事前に伝えていたからです。それはネット検索です。新型コロナ情報が蔓延し自分の地域にどれだけ発生したか、「〇〇県 新型コロナ患者」とネット検索。その過程で、今まで通っていた治療院とこれから行くべき治療院探しを比較していたのです。

私は2月からコロナショックが起り、会員さんに会報やブログを通してこれから治療院がすべきことをかなりの確に情報提供してきました。封鎖前、中、後、脱コロナ、冬準備、越冬、と各々すべき時期にすべきリストは違っており、それを順番通りに行うことで治療院の生存率を变えることができます。この原稿が出る頃は脱コロナ時期として大雨情報やほかの事件でコロナのことはちょっと忘れる時期

でしょう。一時的に人々も開放的になり既存の患者さんが戻っているかと思えます。しかし、同時に起こっているのは患者さんの大移動です。20年に1度クラスの患者大移動が5月末から8月末に起こります。

もし今、新患数が増えているなら自粛中に準備ができていたからです。その準備とはホームページで清潔感のアピールができてくるかの一点です。すでに全国の治療院では消毒を含めた3密対策ができていると思います。フルフェイスマスクのような過度なものも除き、患者さんごとに手指消毒をしてから施術するぐらいのことはしていると思いますが、その取り組みをホームページや院内掲示で情報提供できていたでしょうか? 取り組みをしても患者さんに伝わらなければやらないのと同じです。これからすべての患者さんは治療技術以上に清潔対応ができてくるかが、治療院選択の評価基準になってしまったのです。皆様も飲食店や遊技場に行つて顧客側としてその思いを持っているので

はないでしょうか? 治療院は飲食店よりも濃密接触する場所であることを忘れてはいけません。新型コロナ自粛が明けても最後まで来院しなかったのは妊婦さんや小さいお子さんを持つ母親でした。このお店は大丈夫かを確認して来院するのは生物として正常な感覚です。

今回のような大規模な災難が起れば人々がどう動くのかはとも読みやすいものです。医療現場では危機モデルという言葉があります。ガン発覚やトラブル対応において人は、1. 衝撃 2. 防衛 3. 承認 4. 適応の順番にトラブルを受容するようになっていきます。

今回の新型コロナショックで私は全国の治療院に行く患者総数が2、3割減少するとみています。5回が4回、5人が4人になるだけで2割減少です。自粛が明けて人々は満員電車に元のように乗ることができるとでしょうか? 自粛は解禁しましたが、これから本当の治療院経営サバイバルが始まるのです。

保険が適用される「訪問医療マッサージ」の基礎から療養費支給申請書の提出までを、営業ノウハウを中心に懇切丁寧に指導しますので、独立、開業や他業種からの参入が容易にできます。実際に治療院を開業・運営していたベテランの講師が、具体的な事例を数多く入れた実践的な研修を行いますので役立つ知識が身に付きます。さらに3日間コースでは治療に関連するその他さまざまな情報を提供します。また、研修終了後も質問等を受け付けていますので安心です。

2日間でも
研修可能！

目的 高齢社会に貢献する訪問医療マッサージを行うあん摩マッサージ指圧師（あま指師）の育成および訪問医療マッサージ業の普及を目的として研修制度を確立し実施する。特に優秀な成績で研修を修了したあま指師に対しては、優良訪問あん摩マッサージ指圧師として認定し支援を行う。

対象者 あま指師資格者、専門学校生および国家試験受験資格者、未資格者で訪問医療マッサージを開業する予定の経営者、営業担当者、事務担当者、他
※この研修は「あま指師」の資格を取るものではありません

認定条件 本研修講座の3課程を修了し、優秀な成績を修めた「あま指師」。未資格者の認定制度有（有料・詳細はお問い合わせください）。

研修費用（税込） 3日間コース：会員 8万円 / 一般 10万円
2日間コース：会員 7万円 / 一般 10万円

時間 10:30～17:00（3日目は～16:30）
※変更、延長する場合があります。

場所 東京都千代田区神田淡路町（会場変更の場合あり）

定員 各回若干名（会員優先）

申込方法 申込後、当協会より申込用書類を送付します。用紙に必要事項を記入捺印し返送してください。申込書到着によって正式に申込み受諾とし、研修参加許可書を郵送いたします。
※なお、定員になり次第締め切りますのでお早めにお申し込みください。ご希望の日程が取れない場合もありますのでご了承ください。

前準備 受講に際し、事前に準備や調査を行っていただくことがあります。詳細はお問い合わせください。

受講時、持参していただくもの

名刺、筆記用具、ノート、他。テープレコーダー持参可

マッサージ研修 研修実施日

第330回	8月5日(水)～	8月7日(金)
第331回	8月17日(月)～	8月19日(水)
第332回	9月2日(水)～	9月4日(金)
第333回	9月14日(月)～	9月16日(水)
第334回	10月7日(水)～	10月9日(金)
第335回	10月19日(月)～	10月21日(水)
第336回	11月4日(水)～	11月6日(金)

※研修日程は基本的に毎月第1週目の水～金曜日、第3週目の月～水曜日です。研修日程は変更になることがあります。この研修はあま指師の資格をとるものではありません。

研修内容と時間

	研修内容	時間
1日目	営業開発	10:30～17:00
2日目	営業開発・業務管理	10:30～17:00
3日目	治療関連	10:30～16:30

※2日間のコースには3日目の研修内容がありません。

※研修内容および時間は変更することがあります。

研修科目

営業開発研修（1.5日間）	
訪問マッサージの知識	訪問マッサージの意義と目的 保険請求のための基礎用語と知識
健康保険の仕組みと介護保険	健康保険の種類と負担割合 医療助成と保険請求 介護保険の特徴と要介護度
患者新規開拓	パンフレットの作成と内容 営業先の選定と問題点 効率的な営業方法
ケアシートと同意書取得	患者情報収集とケアシートの作成 同意書の申請取得の実際 文書の取扱方法
生活保護	給付要否意見書
業務管理研修（0.5日間）	
スケジュール作成と管理	作成上の注意点 クレームの実例とその対処法
療養費支給申請書	書き方と提出方法
治療関連研修（1.0日間）*2日間コースは除く	
レセプト発行ソフト RecePro（R-up） デモンストレーション	患者情報入力からレセプト発行まで
施術トラブル	責任の明確化と示談交渉等の対応法 施術家向け賠償責任の現状 事故発生状況と示談金額の傾向・他
保険者対応	問い合わせ等への対処方法 保険者主導請求の回避方法 賢い請求団体の選び方
治療院運営実例と総括質問	治療院業務の実際 質疑応答

NEWS

柔道整復師受領委任の危機？

2020（令和2）年4月22日に厚生労働省社会保障審議会医療保険部会「柔道整復療養費検討専門委員会」が、オンライン会議形式で開催された。

この委員会で健康保険組合連合会（健保連）の幸野庄司専門委員から「保険者として3年前からさまざまな要望を行ってきたが何も実現していない。また、施術者側からルールを一方的に押しつける文書が出され、保険者との信頼関係が踏みにじられた。健保連は療養費の不正をこれ以上放置できず、組合会の決議を経て償還払いへの変更を希望する健康保険組合が出れば、それを止めない」と意思決定をしたことをこの委員会の場で正式に表明する」との発言があった。

柔道整復師の受領委任の規定では、共済と防衛省を除く全ての保険の被保険者および被扶養者から療養費の受領の委任を受けることでの取り扱いができると定めている。また、別の項目では地方厚生（支）局長と都道府県知事は委任を共済と防衛省を除く保険者から受けるとことになっていて、柔道整復師が地方厚生（支）局長と都道府県知事に受領委任を申し出ると自動的に委任を受けることができるようになっていた。

しかし、前述の発言でそれが覆されようとしている。2019年にはあはき師に受領委任が適用された際、あはき師の受領委任に関して保険者は参加と不参加が自由とされた。そのため健保連の保険者を中心に全ての保険

者は参加していない。あはき師の受領委任の参加に裁量を認めたことが今回の健保連の発言につながったもの考えられる。

健保連に対して厚生労働省の事務局側は「柔道整復療養費は外傷性のものであり、応急手当てもある。被保険者が費用の負担を心配することなく手当てを受けることが特例的に受領委任という仕組みで認められてきて、1936（昭和11）年から続き定着している。この専門委員会で柔道整復療養費の権限強化や指導監督、施術管理者の研修や部位転がしの重点審査などの措置を講じ、近年、療養費の総額が下がっている。今後も明細書の発行などや柔道整復師の実態調査を行うことになっている。ぜひ理解してほしい」と語った。

1320健保組合のうち保険者の裁量で支払い方法を選択できるようになった場合には、「償還払いを採用する」と45%の約600の健保組合が回答。そのうち「検討中の不正対策が実施される前に償還払いに移行したい」と回答した健保組合が57%あったと、2019年9月に健保連が実施したアンケート結果の資料も提出されている。

業界に根深く存在する一部の不正請求者の影響がもとに経営する治療院まで巻き込んで、受領委任払いの将来、業界の将来が見通せない分水嶺に立たされている。業界は部分の譲歩など小手先の対策ではなく、身を切る大きな変革が必要であることを自覚する時期にきている。



※写真はイメージ画像であり記事とは関係ありません。



**最新クラウド&
同期機能搭載!**

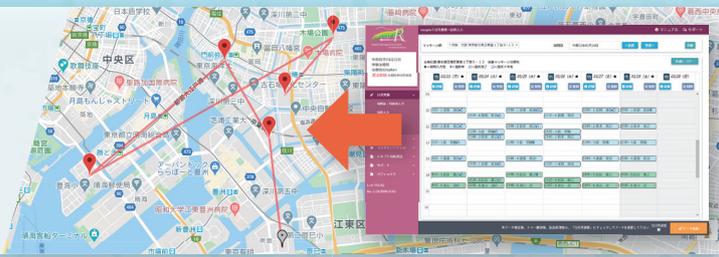


最新訪問マッサージ用「レセプロ-R2 アールツー」クラウドレセコン

POINT1

往療距離自動算定!

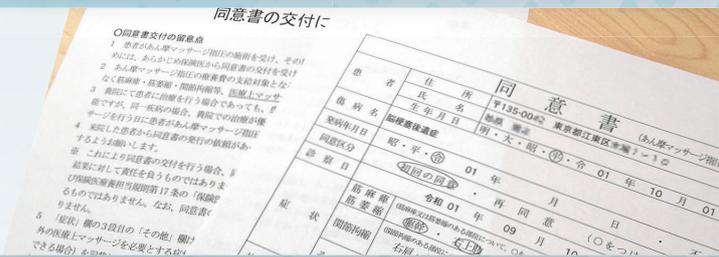
保険証入力、訪問スケジュールを入力するだけで患者の往療距離を自動算定!
 療養費改定に対応した正確な距離を算定します。



POINT2

同意書期限切れ管理!

同意書の期限が切れる日を事前表示!
 「いつの間にか同意期限が切れている」「あと数日で同意書が切れる」を回避できます。



POINT3

スマホでスケジュール確認!

スマートフォンで訪問スケジュールを確認。
 施術開始・終了情報を記録でき、コメントもレセコン本体と共有できます。

- ルート検索機能搭載!
- 施術の開始や終了が1タップ!
- 便利なコメント共有機能!

POINT4

施術開始報告メール機能!

患者様の施術を開始する際にご家族などへ施術開始のご連絡メールを送信することで、安心をお届けできます。



POINT5

充実の帳票出力!

健康保険請求完全対応の帳票出力他、医師、ケアマネージャーへのお礼状出力機能搭載。

- 患者リスト (患者様保険証確認用)
- 1年以上 / 月16回以上施術継続理由 / 状態記入書
- 同意書 領収書 請求書 お礼状
- 施術報告書 訪問予定表 同意書発行依頼書
- 同意書期限切れリスト

訪問マッサージの保険請求もメディックスにおまかせ！

レセプトを印刷して保険請求に必要な書類を添付し、メディックスに送付するだけ！
煩わしい請求書作成、各都道府県独自の請求書作成などは一切不要です！



安心と実績で比べて納得！

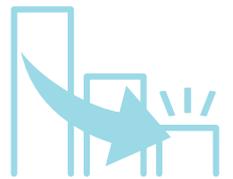
メディックスの請求代行 **3**つのポイント

ポイント

1

業界最高水準！
独自の事前審査で返戻のリスクを抑えます。

業界歴 30 年のなかで蓄積された各保険者ごとのデータを用いてレセプトを1枚1枚審査するから、治療院にとってリスクの高い返戻を最大限に防ぐことが可能です。
レセプト仕分けの手間いらずでそのまま送れることも、先生方に人気のポイントです。



ポイント

2

保険者に対しての返戻内容及び未入金の確認！

万が一発生してしまった保険返戻に対して、再提出しやすいよう保険者に返戻内容の確認や、保険者からの未入金に対しての入金確認など保険請求に対して入金まで全ての管理を行います。



ポイント

3

独自の WEB システムで
請求から入金まで一目瞭然！

メディックスオリジナルの入金開示システムで入金管理も楽々！
Excel データに書き出せるから、ご自身の使い方に合わせた仕様にカスタマイズも可能です。

計算書開示システム画面

No	項目	金額	合計
(01)	ご提出額	500,000	
(02)	自主審査返戻分	30,000	
(03)	◆自主審査返戻後請求◆		470,000
(04)	入金払請求額	470,000	
(05)	保険入金額	550,000	

開業・経営から請求代行までオールインワンサポート！
訪問マッサージ運営コンサルティングは私たちにお任せください！

デモのご依頼・資料請求・療養費請求代行に関するお問い合わせはこちら

メディックス カスタマーサポート AM10:00 ~ PM6:00 (土日祝を除く) ☎ **03-3255-0365**

入会に関するお問い合わせはこちら ☎ **0120-654-678** AM10:00 ~ PM6:00 (土日祝を除く)

続・療養費の 請求と支給

第46回

「さまざまな変更」

請求代行会社療養費請求担当:療養太郎(仮名)

今年3月、4月に続いて5月と6月の柔道
回復師の施術管理者研修も新型コロナウイルス
入感染拡大防止に伴い中止になりました。
4月開催の研修受講予定者は受領委任の届
け出または申し出後、来年の令和3年3月31日
までに、5月と6月の研修受講予定者は受領
委任の届け出または申し出後、令和3年6月
30日までに研修修了証を地方厚生(支)局へ
提出することになりました。さらに7月、8月、
9月の施術管理者研修は受講受付自体が中
止となりました。この期間に受講を予定し開
業(受領委任の届け出または申し出)を予定
していた先生は、特例措置として今年の7月
1日から10月31日までに受領委任の届け出
または申し出を行った日から1年以内に研
修修了証を提出する旨を記載した確約書(様
式第2)を提出することになりました。10月
以降の開催については未定ですが、特例措置
を受けた先生やこれから受領委任の届け出
または申し出を行う予定の先生は、公益財団
法人柔道整備研修試験財団のホームページ
などで施術管理者研修の情報を小まめに確
認する必要があります。施術管理者研修が再
開された場合は速やかに申し込み、受講し、
受け取った研修修了証を忘れずに地方厚生
(支)局へ提出しなければなりません。

管理者または開設者が暴力団や暴力団に該当
しないこと、もしくはそれらに関係する者に
該当しないこと、施術管理者および開設者が
暴力的な要求行為を行わない者などの10項目
に該当しない旨の「誓約書(様式第2号の3)」
を、今年6月1日から届け出および申し出時
に提出することになりました。

5月22日に厚生労働省から通知された柔道
整備療養費の料金改定では、初検時相談支援
料が50円から100円に引き上げとなりまし
た。往療料については、改定前は1860円を
所定金額とし片道2kmを超え8kmまでの場合
は2kmまたはその端数を増すごとに所定の金
額に800円を加算、片道8kmを超えた場合
は一律2400円を加算する複雑な方法でし
た。改正後は往療料4kmまでは2300円、4
kmを超えた場合は2700円と2つの体系と
なりシンプルになりました。施術料金に関し
ては整備料、固定料が各部位100円引き上
げられました。また、骨折後療料は820円か
ら850円、不全骨折・脱臼の後療料が690
円から720円にそれぞれ引き上げとなりま
した。

初検時相談支援料に関しては、「施術に伴う
日常生活等で留意すべき事項等」をきめ細やか
に説明し、その旨を施術録に記載した場合に
算定できる」とあります。この初検時相談支援
の記載内容ですが今回の改定により、

- ①日常生活動作上の励行事項や禁止事項とし
て入浴、歩行、就労制限に加え、「運動制限
など」も記載する。
- ②患部の状態や選択される施術方法など詳細

な説明として、具体的に「施術計画など」を記載する。

③受領委任の取扱いについての説明では、「対象となる負傷、負傷名と施術部位、領収書の交付義務、申請書への署名の趣旨など」を記載する。

④その他、柔道整復師が必要と認めた懇切丁寧に行う相談支援となつていきます。

①と②は施術録に簡潔に記載、③は説明した旨を記載するとなり、具体的な記載をすることを明文化されました。

以前から初検時相談支援料に関しては、「施術録に記載するのが面倒なので初検時相談支援料を算定しない」「忙しいので記載していない、初検時相談支援料を算定していないので問題はないだろう」と言われる先生もいます。しかし、初検時相談支援料を算定する、しないにかかわらず、先生は患部の状態、日常生活における励行事項、今後の治療の進め方(治療計画)などは患者へ説明していることと思います。患者へ説明した内容を簡潔に施術録に記載しておくというだけのことです。

施術録は保険者に見せるために記載するものではありません。療養費請求の根拠となるものです。患者に対して行った説明、外傷と判断した根拠、施術方法を記載し、療養費として請求できるものをレセプトにて請求する。「時間が無い」との理由で施術録の記載を省くことのないよう、施術録の記載も保険請求の一つであることをしっかりと覚えておく必要があります。

Think Tank 社会保険労務士事務所 シンクタンク岡事務所

全国対応

治療院・接骨院の「ヒト」のことなら、治療院の労務に強い社会保険労務士にお任せください!!

手技療法協会顧問

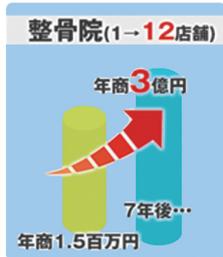
治療院専門

人が定着しない...

就業規則を作りたい...

社会保険労務士 シンクタンク 岡事務所

給与額を見直したい...



医療・福祉の経営本多数!



サポート実績 500件超!!

お問い合わせはこちらから(受付時間)9:00~17:00 土日休
03-5227-2777

シンクタンク岡事務所

検索



治療院に強い 社会保険労務士事務所

シンクタンク岡事務所 業務部主査 菊地 孝枝

政府は経済への影響を3月の状況を見た上で緊急事態宣言を4月に発動し、5月下旬にこれを解除。また、新型コロナウイルスの雇用調整助成金では雇用維持を最優先した形で、特例変更を早期に実施。第2次補正予算では助成額の引き上げを実施しています。

一方、緊急事態宣言は諸外国とは違い都市間の交通遮断や都市閉鎖（ロックダウン）はなく、罰則を伴うような外出禁止措置もありませんでした。

他方、実体経済への影響は甚大で企業経営に（雇用を含む）相当なインパクトを与えています。これまでに「シンクタンク岡事務所」はリーマン・ショックや東日本大震災の影響を受けた企業経営を内外からサポートしてきましたが、このまま新型コロナウイルスの影響が長く続くとなると、多くの職場（雇用）がなくなる可能性も否定できません。

企業の労務コンサルタントは、国の雇用統計よりも先に肌感覚で、雇用動向を知ることができます。そこで、4回目の経営労務相談室は、「雇用調整助成金」について取り上げます。今回は出口戦略としての新型コロナウイルス対応を菊地孝枝がお届けします。

休業の責任はどこにあるのか

感染拡大を防止するために店を開きたくても開けない状態。スタッフからすると働きたくても働けない状態です。また、休業要請や営業自粛との関係についても気になるところでしょう。新型コロナウイルスで休業した場合の休業責任はどこ（誰）にあるのでしょうか。

感染拡大の防止を受けて営業自粛した場合や労働者本人の自由意思による休業、また家族が罹患した場合の取り扱いなどもあります。これらについて

では労働基準法（労基法）にある「使用者の責めに帰すべき事由」に該当するかどうかを考えます。自己の自由意思による休みのか、出勤停止による休みなのかで、休業手当の支払いの有無も変わってきます。労働者の責めに帰すべき事由であれば、ノーワークノーペイです。

労基法上の使用者の責任は外的要因の範囲、地域の状況、雇用維持（解雇回避）などの企業対応で考えられ、どこまで手を尽くしたかは所轄の労基署で判断されることとなります。例えばテナントとして入っているモールなどの休館に伴う休業は、ほかの就業場所があるかどうかといった視点や他業務への異動などの視点があります。

一方、賃金は生活給で契約は対等であることから、強行法規の労基法では使用者の責めに帰すべき休業に対し6割以上の支払いを規定し、労使間の契約に介入（労働基準監督官による是正勧告や指導）することで、この即座の実行を担保させています。労基署は、その地域や業態の「休業要請や休業命令」を勧告し、対象事業所が就業させることができないう状態（対象労働者が就業できない状態）かどうか、総合的に判断します。

解雇回避努力については、今後、雇用調整助成金の申請を検討したかどうか、論点になっていくでしょう。

Narrator's profile

菊地 孝枝 Kikuchi Yukie

シンクタンク岡事務所 業務部主査
労務コンサルタント・宅地建物取引士。治療院の社外人事部として毎月50院以上の給与計算業務・労働社会保険に関する手続業務を行う。また、開設時のアドバイザーとして立地・賃料、人件費等のアドバイスをを行う。開設先はこれにより全て安定経営を実現し地域に根付いた治療院となっている。研究テーマは「患者（利用者）さんと求職者から選ばれる店舗（施設）づくり」。関わった書籍には『評価される福祉施設マネジメントブック』（同友館）、『福祉・医療施設を守る就業規則の作り方』（中央経済社）などがある。

② 雇用調整助成金(雇調金)とは

雇調金は「コロナで休業を余儀なくされた会社に勤める従業員に支給した休業手当の一部を補助する助成金」です。これは、労基法の休業手当(平均賃金の6割以上)の支払いが前提となります。休業手当の支払いは、使用者の責めに帰すべき事由によって労働者が休むことになった場合に使用者が支払うものになります。ただ、今回の新型「コロナ」は使用者の責めに帰すべき事由ではありませんが、これに準じた取り扱いとして助成することになっています。本来は計画書を出し休業する日が対象となりますが、「コロナに限っては、特別で計画書の事後提出が認められています」。

◆休業日について

雇調金では所定労働日数や休業日、公休日を明確にする必要があります。

休業となる日は労働日に限られます。労働日とは就労義務のある日です。シフト勤務となっている事業所は各人の就労義務日が労働日ということになります。そして、その労働日に休ませることになった場合は休業となります。よって、公休日は休業日とはなりません。所定労働日数とは会社が就業規則や会社カレンダー、勤務予定表などで定めた日数になります。

◆休業手当について

労基法(第26条)の休業手当は、平均賃金(第12条)から求めるのですが、雇調金では各人の金額のチェックで使います。月給者の平均賃金は、直近3カ月に支払った賃金総額(残業代など全て含める)をその総日数で割った日額となります(時給者パートの場合は、上記日額と賃金総額を日数で割った額の100分の60と比べて高い方の額)。「給与で

休業手当」として支給する場合は休業協定等で定められた支払い率となります。よって、「労基法の休業手当」と「給与で支給する休業手当」は別のものになります。

③ 休業した際の給与明細

次は、雇調金の申請に添付する賃金台帳や給与明細書についてです。給与計算では、次の3通りの計算方法があります。

- ①月の給与額÷その月の所定労働日数×休業または労働日数
- ②月の給与額÷月平均所定労働日数×休業または労働日数
- ③月の給与額÷歴日数×休業期間または出勤期間

労基法上は所定労働日数と歴日数を混在させて計算してはいけないことになっています。そのため、月の給与額を歴日数で除して実勤務日数を乗じるやり方は誤りになります。また、労基法の平均賃金では各手当を全て含めて計算することになります。よって、雇調金の休業手当を払う上では、いったん平均賃金から算出した労基法上の休業手当の額を求めて、労使間で締結する協定額(支払い率)が当該額を下回っていないかチェックしておく必要があります。

雇調金の申請では休業日数を記載しますが、給与計算については各事業所が任意にその計算方法を決定するため、どの計算方法を使ったら良いのかわることがあります。休業協定で支払い率を100%として支給する場合はあまり問題にならないのですが、支払い率を60%にすると、労基法の休業手当を下回る可能性があるため注意が必要です。

雇調金申請に当たっては休業日数を申請し、併せて当該日に支払われた休業手当の額を確認します。そのため、月の給与額から欠勤控除し当該日について休業手当を支給するのか、月の給与額を日割りし、休業手当と分けて支給するのか決めておく必要があります。

なお、欠勤控除計算と休業手当支給計算についてはその分母は一致した方が良いというのはいうまでもありません。

給与計算や給与明細書のサンプル、記載方法については、シンクタンク岡事務所へお問い合わせください。

勤 怠		支 給		控 除		そ の 他	
所定労働日数	22	出勤分	84,000	健康保険料	12,831		
公休数	8	休業手当60%	108,000	介護保険料	2,327		
出勤日数	7			厚生年金保険料	23,790		
休業日数	15			雇用保険料	576		
				所得税	3,050	合 計	0
						差引支給額	149,426
						振込支給額	
						合 計	149,426
						現金支給額	0
						計算基礎準備	
						月給	264,000
						日額準備	12,000
						時給準備	1,500
		合 計	192,000	合 計	42,574		

給与明細書(例)

©シンクタンク岡事務所

知識の見直し「健康保険」と「受領委任」

改定版

新型コロナ感染症対策による緊急事態宣言は解除されたが治療業界への影響も大きく、患者が減少し時間的余裕ができている院が見受けられる。一方で勉強のためのセミナーなども「3密」を避けるためオンラインセミナー(Webセミナー)が開催されているが治療技術の修得では不満が多い。この特集では、患者は若干戻りつつある店舗もあるものの、時間がある今のうちに治療を取り巻く知識の再構築を勧める。

日常的に何気なく使う用語の意味を正確に把握していないケースは意外と多い。何種類かの本を読んで勉強しても煩雑で分かりにくいことが多く、誰かに聞くにしてもこんな質問して恥ずかしいのではと考え、「聞きづらい」などそのまま疑問を抱えた先生も多数いる。「聞くは一時の恥、聞かぬは一生の恥」ということわざは知っていても、自分の置かれている立場によっては、いまさら聞くことができないときもある。この特集で身近な「健康保険」と「受領委任」について分かりやすく解説する。

※この特集は2013年8月30日発行のひーりんぐマガジン40号の特集を最新データに入替え、加筆・削除など修正を行った改定版である。

「健康保険」 国民皆保険制度

日本では生活保護の受給者などの一部を除く日本国内に住所を有する国民、および日本に1年以上在留資格のある外国人全てが公的保険に加入している。この国民皆保険制度は1961

(昭和36)年に実現した。

この制度は、相互扶助の精神のもとに病气やけがに備えて収入に応じた保険料を出し合い、加入者やその家族が医療を受けたときに、保険から医療機関に医療費を支払うことや手当金などを支給して、生活を安定させることを目的とした「社会保険」である。

図1 医療保険の種類

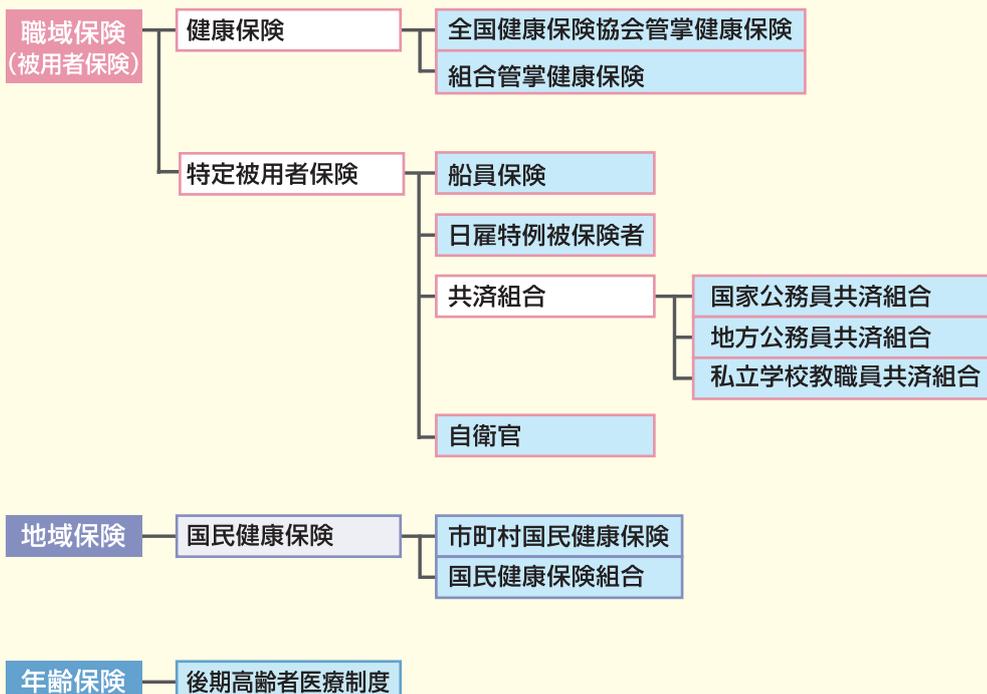
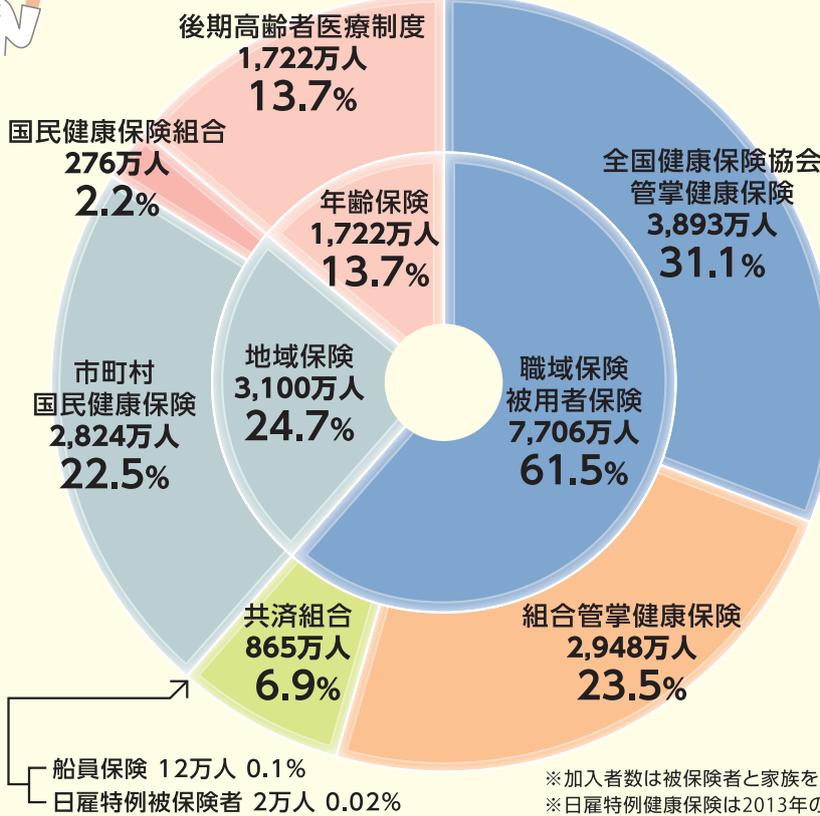




図2 医療保険の加入者数 「厚生労働省：令和元年9月の社会保障審議会資料から」



医療保険の種類

医療保険制度は3つに分けられる。まず就労形態の違いによって、サラリーマンが加入する職域保険(被用者保険)と、無職者や自営業者、農業従事者、サラリーマンOBなどが加入する地域保険、あるいは一定の年齢になると加入す

る年齢保険がある。

職域保険(被用者保険)は、全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)と組合管掌健康保険(健保組合)、船員保険、公務員などが加入する共済組合などに分けられ、地域保険は市町村国民健康保険と国民健康保険組合の2種類がある。

図1 図2

全国健康保険協会 管掌健康保険

この保険は健康保険組合加入者以外の主に中小企業のサラリーマンが加入している。以前は政府管掌健康保険として社会保障庁が運営していたが、2008(平成20)年に全国健康保険協会(愛称「協会けんぽ」)に運営が移管された。その際に保険料は全国一律から、地域の医療費の違いを反映した都道府県単位の保険料率に移行した。

18年の加入者数は被保険者とその扶養家族で3893万人となっている。全国健康保険協会はこのほかに船員として船舶所有者に雇用される人とその被扶養者を対象とした船員保険と短期間・臨時に雇用される人の日雇特例被保険者制度も運営している。09年度に5000億円近い赤字決算に陥ったが10年度から黒字に転換。8年連続の黒字決算となった。

組合管掌健康保険

健康保険組合(健保組合)は、社員700人以上の企業であれば、国の認可を受けて単独(単一健保組合)で設立できる。また3000人以上であれば、同業種の複数の企業が共同(総合健保組合)

で設立することも可能となっている。2018(平成30)年の健保組合(被保険者)数は1394で、加入者数は被保険者とその扶養家族で国民の約23%に当たる2948万人となっている。

健保組合の財政は、老人医療費負担の影響で1994年には経常収支が赤字化し、2002年度には赤字が約4000億円にまで達した。その後被保険者負担の拡大などの手を打ち、黒字基調を維持してきたが、後期高齢者医療制度への支援金に加え、前期高齢者納付金の拠出が保険料収入の半分近くを占める過重な負担などから08年度以降、財政は急速に悪化し赤字に逆戻りしている。14年から積立金を取り崩したり保険料を引き上げたりして黒字に戻した。

共済組合

共済組合は、国家公務員・地方公務員・私立学校職員などが加入しており、組合員の「掛金」と国および独立行政法人等の「負担金」を財源として、短期給付事業、長期給付事業、福祉事業を3つの柱とする事業を行っている。この短期給付・長期給付が、民間の被用者保険の健康保険・年金保険に当たる代行的機能を持っている。共済組合員は健康保険法に基づく保険料の徴収・各種給付は行われず、年金制度についても、

各公的年金制度を通じて横断的に同一部分の年金制度を作りあげる基礎年金制度を導入している。2018(平成30)年時点では国家公務員共済組合が20、地方公務員共済組合が64そして日本私立学校振興・共済事業団が1つある。加入者数は865万人である。

国民健康保険(国保)

この保険は被用者保険に加入していない人が、住民登録のある市区町村で加入することを義務づけられている健康保険である。この保険には市町村国民健康保険と国民健康保険組合がある。

市町村国民健康保険は市町村(東京23特別区を含む)が運営していたが、約50年ぶりの大規模な制度改革があり2018(平成30)年度からは、都道府県が国保の安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保などにおいて中心的な役割を担うこととなった。市町村は資格管理、保険給付、保険料率の決定などきめ細かい事業を引き続き行う。加入者は無職、自営、農業や漁業などの従事者、健康保険の未加入者として外国人登録者で1年以上日本に滞在する者と認められた人などである。保険者数は1716、加入者数2824万人。

国民健康保険組合は、医師、歯科医師、税理士、建築などの同種の業種ま

たは事務所に従事する者を組合員としている。保険者数は162で加入者数は276万人となっている。

後期高齢者医療制度

この制度は75歳以上の高齢者を後期高齢者と呼び、一定の対象層として独立させて新しい保険システムのもとに組み入れたもの。保険料も後期高齢者個人単位で納めることになっているため扶養家族は存在しない。65歳以上75歳未満でも「一定の障害がある」と広域連合から認定された人は、原則としてこの制度に含まれ、「後期高齢者医療制度」の被保険者となる。これは65歳以上で障害者(1級、2級の一部)になった高齢者に対する救済策である。保険者は各都道府県にある後期高齢者医療広域連合で47ある。2018(平成30)年の加入者数は1722万人。

08年以前の老人保健制度から税金で5割、若い世代の保険料4割、高齢者の保険料1割という分かりやすい仕組みにして08年4月にこの医療制度をスタートした。なお、国保や被用者保険者・国・都道府県・市町村が4対4対1対1の割合で負担している。

※特に表記のない数値や各保険の保険者数および加入者数は2018年3月末の数値

※データによっては速報値と確定値が混在しているため後日訂正されることがある

「療養費と受領委任」

柔道整復師の健康保険の取り扱い扱いは、1936(昭和11)年に「療養費の受領委任」という形で東京の江東柔道整復師会から始まっている。あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師(あはき師)に「療養費の受領委任」が適用されたのは、実に柔道整復師の適用から83年後の2019(平成31)年の1月1日である。

健康保険法では、医療機関の窓口で健康保険証を提示して診療を受けることが原則だが、旅行中などで健康保険証不携帯の場合や緊急を要する場合は施術(治療)を受けることができる。このような場合は療養費として扱われる。療養費は、本来、患者が費用の全額を支払った後、自ら加入する保険者へ請求し支給を受けるのが原則(償還払い)。しかし、現在は患者が一部負担分を柔整師、あはき師に支払い、各師が残りの費用を保険者に請求する「受領委任払い制度」という方法が例外的な取り扱いとして認められている。目的は健康保険が適用される施術(治療)を受けたときでも病院・診療所にかかったときと同じように自己負担分のみを支払うことによる患者の利便性のためである。

償還払いと受領委任払い

健康保険法(療養費)第87条で療養費の支給について規定している。簡単にまとめると、「医療を現物で給付する療養の給付が原則だが、保険者がその必要を認めた場合は、療養の給付に代えて療養費の支給(償還払い)をすることができる」というもの。

医療の現物給付とは、医師による診察、診断などの行為そのものが現物とされている。一方、柔整師、あはき師の治療は「その他の者の手当て」に当たり、保険者からの療養費の支給先は患者個人となる。そのために患者は治療を受けた治療家へ治療費全額を支払う。その分の治療院の領収書を添えて加入保険者に療養費の支給申請をすると一部負担金を控除された金額が保険者から患者へ支払われる。これを償還払いという。この償還払いは全額を患者が立て替える必要があり患者の負担は重い。

委任払いでは、患者は治療を受けた治療家へ一部負担金を支払い、そして患者が加入保険者への療養費の支給申請、および当該金額患者負担分を除く(金額)の受領を施術者に委任する。保険者はこの申請に基づき、委任された施術者に療養費を支給する。患者は委任を自署等で行う必要があるが、医師の診療を受けるのと同程度の負担で治療を受けることができる。委任払いは

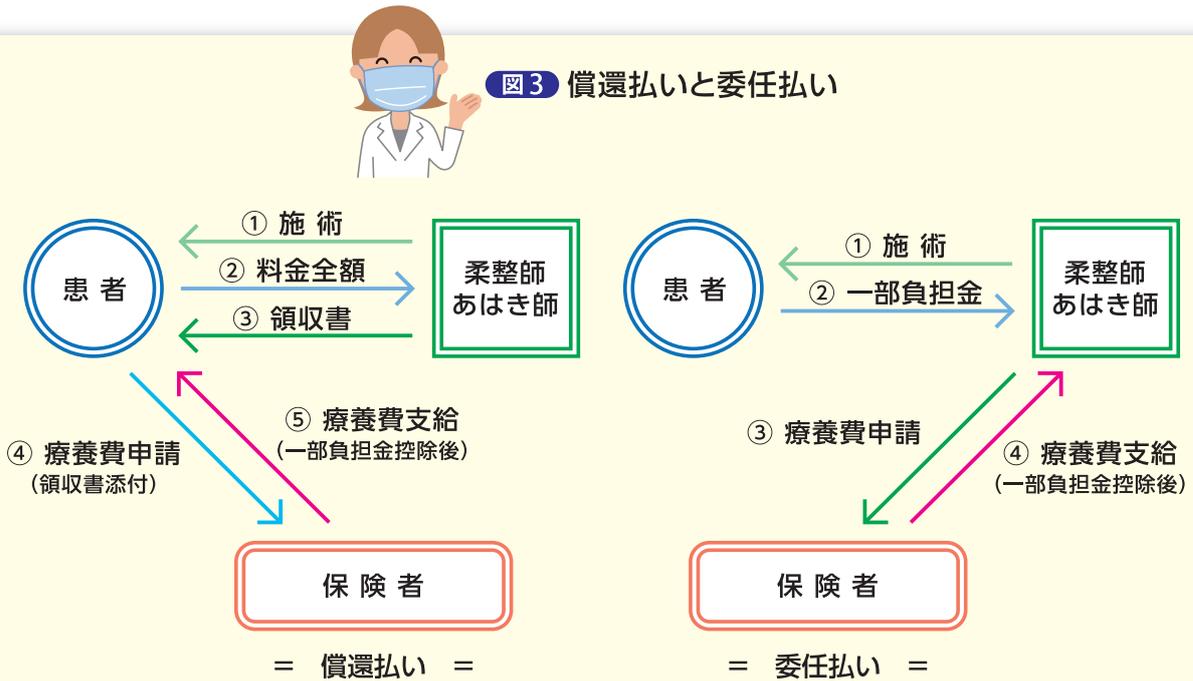
受領委任払いの内容

受領委任の制度の根幹である。 ③

柔道整復師の受領委任の規定では、共済と防衛省を除く全ての保険の被保険者および被扶養者から療養費の受領の委任を受けることでこの取り扱いができることと定めている。また、別の項目で地方厚生(支)局長は、社会保険事務局長、全国健康保険協会都道府県支部長および健康保険組合連合会会長から受領委任の契約に係る委任を受ける。都道府県知事は国民健康保険の保険者および後期高齢者医療広域連合からの委任を受けた国民健康保険中央会理事長から、受領委任の契約に係る委任を受けるとなっている。そのため柔道整復師が受領委任を申し出ると自動的に全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険、後期高齢者医療広域連合の受領委任を受けることができるシステムとなっている。あとは共済と防衛省の承諾を受けるだけで全ての保険が委任払いとなる。

しかし、あはき師に受領委任が適用された際、あはきの受領委任に参加する保険者は参加、不参加が自由とされたため、あはき師に関して現在は保険者の全てが参加していない。さらに柔道整復師のように外傷治療を主としていないため療養費の適用には「医師の同意書」が必要だ。

図3 償還払いと委任払い



書籍

- 「猫背矯正コースを導入しよう!」
- 「ココミ 繁盛店の作り方」
- 「わかりやすい!」

DVD

- 「はじめての人でも成功する!」
- 「まだ痛い!」患者をVIP顧客にするルール

治療院経営勉強会 (第3土曜日 18:30~20:00)

ZOOMによるオンライン講座 誰でも参加可能 一般15,000円

後期 **10/17 ± · 12/19 ±**

治療家の悩みを解決!

アフターコロナ戦略開催!

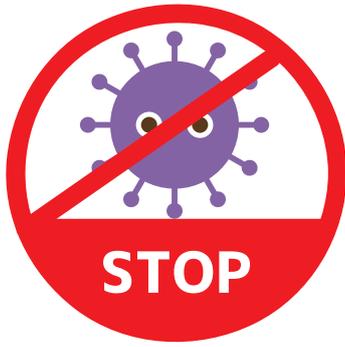
- 経営・マーケティング
- 集客・リピートファン化
- モチベーション
- 家庭問題
- 顧客対応
- スタッフマネジメント

「アフターコロナで勝ち残り!!」

随時入会可能! PCC治療家塾

年間で **たったの3万円** 業界上位2割を目指す個人治療家を支援しています。

お問い合わせはこちらから >>> URL : <https://e-pcc.jp> もしくは PCC治療家塾



医療機関向け次亜塩素酸水販売のお知らせ

NPO法人日本手技療法協会・ひーりんぐマガジンは院内環境の衛生対策として、幅広い菌やウイルスの除菌に有効な医療機関向けの高純度安定型次亜塩素酸水「トクヤマ デントジア 希釈用原液」と次亜塩素酸水対応超音波噴霧器「トクヤマ デントジア 空間除菌」を当会会員向けに販売します。

「トクヤマ デントジア 希釈用原液」の弱酸性次亜塩素酸水は、次亜塩素酸ナトリウム水溶液の約80倍の除菌効果を持つと言われています。高い除菌力を持ちながら、皮膚に触れても問題のない扱いやすさが特徴です。空間に噴霧することも可能で医療機関、特に歯科医院などの医療機関で導入されています。

院内対策キャンペーン

(新規導入特別セット)

キャンペーン期間 2020年 8/1~10/20

(この期間に申し込んだ方限定)

希釈倍率
5倍



ベッドの除菌に キャビネットの除菌に 待合室のソファの除菌に 床や壁 ガラスの除菌に トイレの除菌に スリッパの除菌・消臭に タオルや布類の除菌・消臭に

トクヤマ デントジア [高純度安定型次亜塩素酸水]

希釈用原液 2L 3,900円(税抜)

希釈用スプレーボトル 500円(税抜)

セット価格 [計4,400円(税抜)]のところ

会員限定 **キャンペーン特別価格**

3,900円(税抜) さらに送料無料で!



希釈用
原液

希釈用
スプレーボトル

濃度 500ppm
液性 弱酸性3≤pH<6

- ・ベッド ベッド回り キャビネット 待合室のソファの除菌、タオルの除菌・消臭など
- ・希釈用ボトルで5倍(100ppm)に希釈してお使いください。(専用ボトルは目盛付き)

【使用上の注意】

- 他の製品との併用は避け、本品は単独でお使いください。
- 使用期限は未開封時冷暗所に保存の場合、製造より1年ですが、開封後は3カ月を目途に使い切ってください。
- 清拭用途でスプレーボトルに希釈した除菌液は1カ月を目途に使い切ってください。
- スプレー噴霧後は拭き取りを、浸漬後は水洗をしてください。
- 金属への腐食や樹脂・ゴム・布等の変色を起こす可能性があります。
- 塩素に対しアレルギーのある方は使用をお控えください。



次亜塩素酸の力で施術室や待合室の`空間除菌、をはじめませんか? コンパクトサイズで最大20畳の広さ対応。

空間に浮遊しているウイルスの抑制だけでなくドアノブなどに付着したウイルスの抑制にも効果があります。

希釈倍率 10倍

トクヤマ デントジア 空間除菌 [次亜塩素酸水対応超音波噴霧器]

デントジア空間除菌 19,800円(税抜)

希釈用原液 2L 3,900円(税抜)

セット価格 [計23,700円(税抜)]のところ

会員限定 **キャンペーン特別価格**

18,000円(税抜) さらに送料無料で!

キャンペーン期間 2020年 8/1~10/20

(この期間に申し込んだ方限定)



■セット内容
本体 1台
専用タンク 1個
取扱説明書

【使用上の注意】

- 「トクヤマデントジア希釈用原液」以外の次亜塩素酸水はご使用にならないでください。
- 噴霧する次亜塩素酸水の濃度はメーカー推奨濃度50ppmを守ってください。
- 次亜塩素酸水、水以外の他の液体を混入しないでください。
- 噴霧する際は定期的に換気を行ってください。
- 顔や体に直接噴霧しないでください。
- 塩素に対しアレルギーのある方は使用をお控えください。

8月上旬以降出荷予定

注文状況により出荷が遅れる場合があります。

※製品のデザイン・外観は予告なく変更する場合があります。

お申込みお問い合わせは NPO法人日本手技療法協会
E-mail: info@e-shugi.jp FAX:03-5296-9056 Tel:03-5296-9055
ホームページ(webひーりんぐマガジン)からもご購入できます。 <https://www.e-shugi.jp>
申込み後、当会から請求書を送付しますので指定銀行へお振り込みください。

電話は不在のこともあります。E-mail、FAXにてお願いします。

※デントジアは株式会社トクヤマエンタルの製品です。

特定商取引法に基づく表記

1. 事業者名: NPO法人日本手技療法協会 代表責任者: 佐藤吉隆 2. 所在地: 東京都千代田区神田淡路町1-1-1 KA111ビル 3. 連絡先: 03-5296-9055 info@e-shugi.jp
4. 商品等の販売価格: 商品紹介ページを参照 5. 商品代金以外の必要料金: 消費税、送料(ヤマト運輸の着払い 発地東京) 6. 代金の支払時期: 注文から6日営業日以内 7. 代金の支払方法: 現金振込み、クレジットカード 8. 返品・交換・キャンセル等: 商品発送後の返品・返却等は不可/商品が不良の場合のみ良品と交換 9. 返品期限: 商品出荷より7日以内 10. 返品送料: 不良品の場合は当会負担 それ以外は購入者負担

新型コロナウイルス 感染予防事典 Vol. II

〈テーマは“次亜塩素酸水”〉

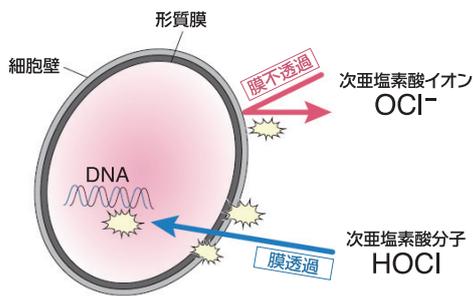


『次亜塩素酸ナトリウム』と『次亜塩素酸水』

次亜塩素酸と聞くと、キッチンハイター（花王）やブリーチ（ライオン）、またカビキラー（ジョンソン）などの商品を買っ先に思い浮かべられるでしょう。それら商品の主成分は次亜塩素酸ナトリウムで、**優れた除菌効果があります。しかし、アルカリ度が強く、手袋なし**

で使用して液が手の表面に付くと、タンパク質を分解するためヌルヌルします。次亜塩素酸イオン（次亜塩素酸ナトリウム）は分子サイズが大きく、細胞壁を透過できません。一方、次亜塩素酸水は、次亜塩素酸が水に溶け込んでいる状態のもので、次亜塩素酸は分子サイズが小さく、電気的中性という性質があります。

図1 [次亜塩素酸の除菌のメカニズム]



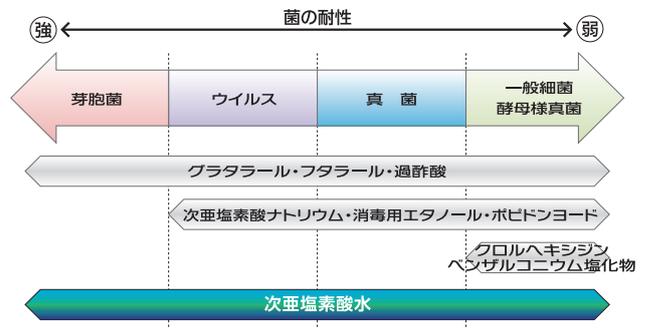
そのため、微生物の細胞壁や形質膜を通り抜け内部に侵入しやすく、細胞機能に必須な酵素や組織に対して酸化作用を及ぼすことで不活化する(図1)ことができます。また次亜塩素酸水は有機物に反応すると瞬時に無力化し、次亜塩素酸水自体も反応後は水になる性質があります。[次亜塩素酸は生体内の白血球(好中球)でも産出され、細菌を攻撃する役割も有しています]。この様に次亜塩素酸水は高い除菌力と、その取り扱いやすさが特長です。

新型コロナウイルスの除菌

NITE(製品評価技術基盤機構)は今年6月29日、新型コロナウイルスに有効な消毒・除菌方法についての試験結果を報告(公開)しました。石けんやアルコールなどのほかに次亜塩素酸水についても、用法用量を守って使用することで、新型コロナウイルスに対して有効な除菌方法であることが、試験結果に基づいて示されました。

ひーりんぐマガジンが、注目している「次亜塩素酸水」は、新型コロナウイルスの除菌にも有効で、幅広い抗微生物スペクトル(増殖阻止作用を示す微生物の範囲)を持っています。(図2)

図2 [次亜塩素酸水の抗微生物スペクトル]



治療院内の除菌

人の出入りのある治療院においては、日々の感染予防対策に悩まれていることでしょう。患者を治療後に一定の濃度の次亜塩素酸水を空間に噴霧することで、除菌と消臭にさらなる効果があることをご存知でしょうか。特に噴霧により室内のモノに付着した菌やウイルスの除菌に効果があります。

空間に噴霧できるモノとして、その噴霧される液剤の安全性なども考慮すると次亜塩素酸水は非常に有用

です。しかし、経済産業省・厚生労働省・消費者庁の連名で、「消毒効果を有する濃度の次亜塩素酸水を噴霧する場合、無人の時間帯に行うなど、人が吸入しないような注意が必要である」との見解が出されました(令和2年6月26日)。

これは噴霧に対して現時点で確立された試験方法がないため、安全性が不十分であることから上記のような判断が出されたものと推測します。

ご提案

来院される患者にご安心いただくために、お昼休みなどの人のいない空間に次亜塩素酸水を噴霧して、院内の感染対策をはいかがでしょうか。簡単に清掃できない場所なども、噴霧により除菌や消臭が期待できます。

〈外傷治療〉を土台に据えた接骨院 その強さの秘訣に迫る！

私が開業したらやりたいと思っていたことが
全てこの施設で行えています

IWAアカデミー
リカバリーワールドディレクター

渡邊健二氏



体育教師から柔道整復師へ
転換点となった出来事とは

根っからのスポーツ好きである私は、高校時代に体育教師に憧れたことがきっかけで日本体育大学へ進学しました。しかし実際に入学してみると、教師という職業自体

にはさほど執着がなくなっていたんです。

学生のときはアメフト部に所属し、日々トレーニングや試合に明け暮れる毎日。怪我の治療で接骨院にお世話になることが多かったのですが、「(アスリートを)サポートする側の仕事もいいなあ」と、漠然と自分の将来について思いを巡らせていました。

大学卒業後は柔道整復師の資格を取るために渋谷にある花田学園へ。卒業後、接骨院で働きはじめました。地域密着型で一般の患者さんが多く来院される接骨院でしたが、プロアスリートが来ることもあり、そんなときはがぜんモチベーションが上がった、というか、「ゆくゆくはアスリートの身体をケアする専門の治療院を開業したい」という

シリーズ連載の6回目。今回の訪問先となるIWAアカデミー（一般社団法人IWA JAPAN）は2016年にオープン。「全スポーツ全世代対応・会員制複合型スポーツ空間」というキャッチフレーズを掲げ、子どもから大人まで、さらにはプロアスリートをも対象にコンディショニングを総合的に行う超進化形の新業態。同施設内に配された施術セッションを統率する渡邊健二氏に話を伺う。

思いが強くなっていきました。

「奇跡的なタイミング」が縁
IWAアカデミーとの宿命の出会い

2000年から15年までの約15年間、接骨院で修行しました。様々なことを学び、身につけられると独立や開業を考える方も多いと思いますが、実際に私自身も「40歳までに開業する」という構想を常に描きながら働いていました。

開業に向け様々な情報を取り入れていた最中、16年にIWAアカデミーが開校することを知りました。運命的でした。話を聞けば聞くほどアカデミーでの自分のビジョンがはっきり見えてきました。まだ何も決まっていなかったのにです(笑)。

タイミングというか奇跡的な「出会い」のチカラがその構想が形になっていく過程で大きく働いた、といえるでしょう。

2016年に開校し



院づくりの
POINT



IWAアカデミーは、これまでの治療院のカテゴリーにとらわれない、全く新しい発想のビジネスモデルだ。

実際に戦略の鍵を担うのが柔道整復師という点も面白い。整形外科やトレーナー有資格者よりも柔整師は「身体づくり」への俯瞰的かつバランスよいアプローチが可能。「外傷治療」と「身体づくり」の両面をしっかりケアできる点で柔整師のスキルが大いに役立つ。

治療院のみでなく、こうした新業態の動向にもアンテナを張っておく必要がありそうだ。

たこのIWAアカデミーは、私自身の治療家としてのビジョン「アスリートを支える身体づくりのプロフェッショナルになる」という夢をそのまま形にしたような施設でした。

患者さんとはこういうふうに向き合って施術していきたいなど、私が開業したらやりたいと思っていたことが、全てこの施設で行えています。

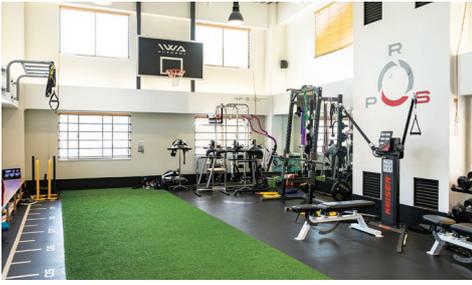
怪我を繰り返さないために
「身体環境づくり」に重点を置く

配属されたのは「リカバリー・フィールド」と呼ばれるセクション。ここでは3つのフェーズに分けて患者さんを診ます。

第一が治療の段階です。スポーツ外傷はもちろん、シニア患者さんの肩こりや腰痛など、まずは「痛み」をとる治療を施します。

第二に患者さんの身体のバランス(歪み)の修復と矯正をします。痛みの原因となる習慣的な癖を直すことで恒常的に痛みから解放される身体をつくっていきます。

第三が、怪我をしない(再発させない)ための身体環境づくりです。例えば野球をやっている子どもたちは、バットを振ったりボールを投げたりなどの派手な技や華麗な動きにまず憧れます。でも、実際にバットを振らせてみると身体の捻転がうまくできていないことが多い。つまり、基本的な身体ができあがっていないんです。この身体で無理してプレーしていると、怪我が癖になってしまいます。そこで、この複合施設の強みが発揮されるわけです。



例えば野球であれば、地下1階で専門のトレーナーから投げ方、打ち方などのレッスンを受けられる。間違ったフォーム、身体の使い方をしていたら即座に矯正します。また、4階の「ストレンジス・フィールド」では、最新機器、装着型サイボーグ「HAL」を使ったトレーニングも可能なので、怪我を繰り返さないために、根本的な身体づくりを行います。このように練習、強化、回復のサイクルを統合的にサポートし、患者さんの身体を確実にケアしていく。IWAアカデミーでは他では真似のできないホリスティックなコンディショニングが可能なんです。

100%自費診療で対応
来院が契機で会員になる患者さんも

ちなみに最近の子どもたちは、昔より身体の基本ができていません。例えば和式トイレで「しゃがみ込みのポーズができない」「縄跳びがうまくできない」など。こういった身体の使い方の基礎となる動作を、一から教えてあげることが親御さんも大変喜んでくださいます。

「リカバリー・フィールド」は当施設の会員でなくても治療が受けられますが、来院をきっかけとしてトレーニングの必要性に目覚め、会員になってくださるケースは多いです。現在、患者さんの数は中高生のアスリート志向の子どもが最も多く、次に一般の大人、シニア層といった具合です。外傷治療とコンディショニング

の比率はだいたい半々くらい。「痛み」のケアが入り口となる場合が多いですね。当施設では100%自費診療。保険診療には対応しません。「リカバリー・フィールド」のスタッフ全員が有資格者ですが、国家資格の有無が必ずしも集客や経営的に優位に働くわけではない。でも、そこはきちんとしたいと考えています。

親御さんの協力が不可欠となる
子どもたちの身体づくり

一日の患者数は平均15名ほど。30分間の初診で「何割かでも必ず痛みをとる」のが私の流儀です。手技の流れは一般患者さんにもアスリートでも変わりませんが、強度は変えます。筋肉の大きさや強さが異なります。

ちなみにこれは私が多くの患者さんを診ていて思うことですが、中学3年くらいまでは「身体の左右差をゼロ」にしておくべきだと考えています。投げる、打つなどの動作によって左右差は生じてしまいますが、小学生の段階ですでに身体の使い方がアンバランスな子が多い。今痛みがなくても、子どもの頃からのアンバランスをそのままにしておくと、将来的に怪我を繰り返す身体になってしまふのです。親御さんにストレッチ、マッサージの仕方を教えて、お子さんに毎日やってあげるよう指導します。また親御さんにも当施設に興味を持っていただき、ゆくゆくはご自身でも通ってもらえるように、きめ細かいケアを欠かさないことが大事ですね。

将来的にはFC化を含めて
多店舗展開を視野に邁進したい

当たり前ですが、外傷分野でやっていることと思うんです。解剖学の知識は絶対欠かせません。でもそれだけでは駄目なん

です。完全に治そうと思ったら実地での経験や「感覚」が必要になります。最近、柔道整復師を目指すにしても、貪欲な学生が少なくなりました。こちらがやり方を見せてあげても一向に質問が飛んでこない。ガツガツしていた自分の修行時代とは様相が違いますね。

今現在の私のやり方でスポーツ外傷のみで経営が成り立つかと言われれば答えはNOです。怪我の治療だけではどうしても限界があります。一方、トレーニングを含むコンディショニングの可能性は大きいと思います。その点で当施設のようなやり方は非常にチャレンジングであると同時に、治療院のあるべき理想形の一つといえるかもしれません。

将来的にはFC化を含めて、IWAアカデミーと同様の施設を多店舗展開することも構想しています。従来のカテゴリー(接骨院、鍼灸院など)にとらわれず、時代に即した柔軟な発想で業界を盛り立てていきたいですね。



IWA アカデミー
東京都千代田区六番町1-7
K-PLAZAビル B1F・1F・4F
TEL:03-6265-6688 iwa-academy.com

訪問マッサージ師向けレセプト発行管理システム

RecePro(R-up)

Receipt Management System for Rehabilitation

受領委任制度レセプト出力に対応 訪問マッサージレセコンの決定版

充実の機能搭載レセコン

1

往療距離の算定

訪問スケジュールを入れれば、往療距離を自動的に計算！レセ Pro は訪問予定を入力するだけで距離を計算し往療料を算定します。

2

お礼状の作成

医師へのお礼状もテンプレートで簡単作成！大切なドクターへのお礼状も自動作成できます。後回しにしてしまっ、書類がたまってしまいうこともなくなります。

3

請求書・領収書の作成

領収書の発行もラクラク！別のシステムに入力する手間や手書きで時間を費やす必要はありません。

4

要加療期間

同意書の期限をリスト化！期限切れのチェックも簡単！再同意の時期を的確に把握することができます。

※総括票・往療明細については一部未対応です。



導入しやすい価格で
コスト削減をサポート

レセ Pro(R-up)はクラウド型の月額利用方式です。リース契約や解約の際の多額の費用がかかたりしません。月額なので気軽にご利用いただけます。

月々 10,000円から 例) マッサージ師1名 拠点1カ所の場合 初期費用 115,000円(税別) 月額利用料 10,000円(税別)

※アカウント数+マッサージ師拠点数課金の月額制です。※初期費用には初期導入費・登録手数料が含まれています。



訪問マッサージ師向け
レセプト発行管理システム

RecePro(R-up)



無料体験版のお申し込みはこちら



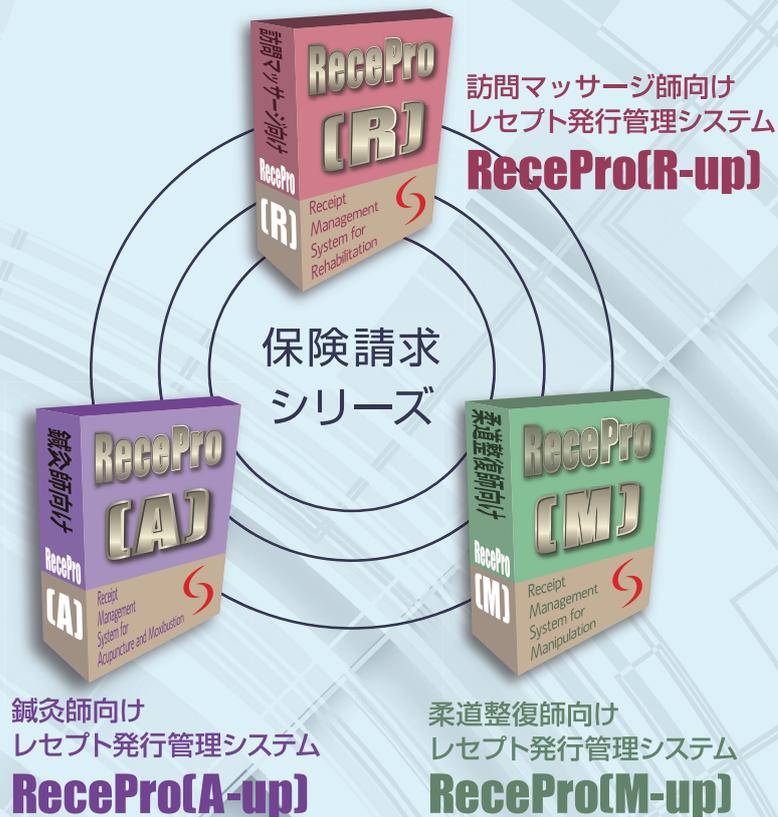
http://www.up-sys.co.jp/recepro/recepro_rup.html

provides the highest quality
up system

株式会社アップシステム 東京都千代田区神田淡路町 1-13

03-3254-1009 (平日 10:00 ~ 18:00)

請求業務の為の、 まさにプロフェッショナルレセコン



※システム毎に課金方法が異なります。

ReceProシリーズのメリットとは？

1 費用が安い

バージョンアップ時や更新時に費用がかからない。これまで、OSのバージョンアップや、システムの更新時、リースアップ時などにかかっていた費用が節約できます。

2 維持・管理が簡単

最新のアプリケーションや料金改定に伴うバージョンアップ。保険者変更、区画整理などによる郵便（住所）マスタの更新が自動的に行われます。インストールの手間は一切ありません。

3 高セキュリティ

24時間365日の無停止サーバをご用意、大手医療機関、銀行などにおいて多数の実績があるデータセンターにお客様の大切な情報を保管しています。

4 災害・緊急時に強い

地震・津波・火災などの自然災害にも対応。データの保護はもとより、回線に関しても二重化されているので安心です。実際、東北の震災でパソコンが壊れてしまったお客様にも感謝いただきました。

5 充実したバックアップ

災害に強い地域を厳選し、3ヶ所でバックアップを行っています。もちろん遠隔地を含めていますので、もしもの時でも安心です。



ひーりんぐ マガジン

Healing Magazine

バックナンバーのご紹介

創刊号 売り切れ

● 柔整請求団体の現状と課題
● 他店舗展開に成功!そのノウハウと秘訣

第2号 売り切れ

● 不正請求の実態 ● 手技療法家のための賠償責任保険

第3号 売り切れ

● 不正請求の実態 ● 手技療法家のための賠償責任保険

第4号 売り切れ

● 整形外科医から見た柔整師 ● 不正請求の実態2

第5号

● 覆面座談会 行きたくない・行きたくない治療院 ● 不正請求の実態3

第6号 売り切れ

● 不正請求の実態4 ● 柔道整復試験附回

第7号 売り切れ

● 個人情報保護法一治療院での対応 ● 覆面座談会

第8号

● 不正請求の実態5 患者アンケート ● “増速請負人”のマル秘テクニックを公開

第9号

● 院内デザインの実態 ● ホームページの活用とポータルサイト

第10号

● 節税対策と資産形成 生命保険の活用…前編 ● 続・院内デザインの実態

第11号

● 続・交通事故と接骨院一実録 ● 院内デザインの実態 Vol.3

第12号

● 開業資金節約 ● 院内デザインの実態 Vol.4

第13号

● 覆面座談会 ● “高齢者向け筋トレ”を中心とした介護予防のノウハウを学ぶ

第14号

● 新春覆面座談 国家資格はもういらない? ● SPマークとその効用

第15号

● 第15回国試合格者

第16号

● ATのワザを日常の手法に取り入れる ● 請求団体を探る

第17号

● 請求団体を探る2 ● 体幹チューニングPart2

第18号

● 新春スペシャルトーク ● 治療院業界専門の人材派遣の有効利用

第19号

● 食育と手技療法、後期高齢者医療制度とその裏側 ● 第16回国試合格者発表

第20号

● モンスターインシエントの実態 ● 広告宣伝の効果と具体例〜折込チラシ編

第21号

● 超多忙の年末に備える! ● 手技療法業界の将来を読む

第22号 売り切れ

● 大飯気質に学べ! 不正請求キャンペーンなど跳ね返す ● 業界初?入金開示の請求会社

第23号 売り切れ

● 緊急電話アンケート ● 第17回国試合格者発表

第24号

● 新型インフルエンザ対策などみる院内感染予防 ● 開業セミナーに見る柔整師気質

第25号 売り切れ

● 保健・衛生行政業務報告に見る接骨院の現状

第26号

● 食べる社会貢献と接骨院の取り組み

第27号

● 民主党政権が目指す手技療法業界とは? ● 第18回国試合格者発表

第28号

● 平成22年療養費改定とその背景 ● 手技療法家のためのコミュニケーション術

第29号

● 賢く医師とつきあう方法 ● この秋!技術を深める!

第30号

● これからの柔整業界を占う! ● “自費治療家”に聞く

第31号

● 求められる医師との連携 ● TwitterやFaceBookは治療院に有効か?

第32号 売り切れ

● 間違いだらけの治療院の経営と運営 ● 治療院お役立ち企業

第33号

● 警察OBの対策に学ぶ ● 今からでも間に合う柔整国試対策のコツ

第34号 売り切れ

● 統合医療の未来 ● 社員教育コンサルタントが語る

第35号

● いまどき柔道整復業界 ● 患者の心をつかむ会話術

第36号

● どうなる療養費改定!? ● 正しい交通事故対応法

第37号 売り切れ

● 続・どうなる療養費改定!? ● 要注意!手技による事故増加

第38号

● 手技療法家に聞きました ● “シリーズ”で!柔整師かあるべし!

第39号

● 柔整・あはき施術の療養費の一部改定 ● 第21回国試合格者発表

第40号

● ひーりんぐマガジン記事に見る手技療法の変遷 ● 手技療法業界10年史

第41号

● DATAに見る柔道整復師の動向 ● 若手治療家でも身につけられる関節ストレッチ&トレーニング

第42号

● 【増速直前特集】療養費扱い治療院への影響 ● あと1カ月の国試対策「柔整編」

第43号

● 第22回国試合格者発表 ● スタッフ採用のためのマル秘ポイント

第44号

● 院内Designを考える ● 領収書の運用を検証する

第45号

● 院内外Designを考える ● 間違いだらけの治療院経営法

第46号

● 新春座談会「患者さんから見た治療院」

第47号

● 若手治療家大いに語る ● 船井流 新卒人材確保術 ● 第23回国試合格者発表

第48号

● 院の看板、どうしていますか? ● 集客の決め手となる技術を学ぶ!

第49号

● 接骨院開業のトレンド&要注意ポイント ● 患者満足度アップの電話応対法

第50号

● 柔道整復師の未来を占う ● ネーミング入門

第51号

● 接骨院の経営と成功への鍵 ● 第24回国試合格者発表



第65号

● 特集「平成30年衛生行政報告例」 ● 消費税増税による療養費の一部改定 +0.44% ● 今から間に合う国家試験対策

第52号

● 歯科業界にみる ● 機能訓練指導員と柔道整復師介護

第53号

● その道のプロに聞く

第54号

● 2017年は柔道整復業界の分水嶺

第55号

● 第二十五回 国家試験合格発表 ● 「医療に関する意識調査」にみる治療院への応用

第56号

● 治療院コミュニケーション ● 賠償責任保険に“落とし穴”

第57号

● 数字で見る接骨院の将来 ● 費治療の新たなアプローチを考える

第58号

● 『2018年は業界のターニングポイント』 ● 新春鼎談

第59号

● 『第26回 国家試験合格者発表』 ● 国家資格者を取り巻く環境と将来を考える



第66号

● 新春特集 2020年の鳥瞰図 ● 特集2020 新・接骨院経営術 新春鼎談 ● あはき・柔整師の広告に関する検討会

第60号

● “どうなる広告規制 始まった検討会” ● 「緊急治療院・人気のヒミツ」

第61号

● 詳細! あはき受領委任制度 ● 「口コミで繁盛店になる」必勝集客ノウハウ

第62号

● 新春特集「2019年を読む」 ● 厚生労働大臣 年頭所感 厚生労働大臣 根本 匠

第63号

● 『第27回 国家試験合格者発表』 ● (外傷治療)を土台に据えた接骨院 その強さの秘訣に迫る!

第64号

● 治療院の現状認識と広告検討会 ● 自費導入と機能訓練指導員 ● 特集「厳しさを手技療法業界とサバイバル」

第65号

● 治療院の現状認識と広告検討会 ● 自費導入と機能訓練指導員 ● 特集「厳しさを手技療法業界とサバイバル」

第66号

● 治療院の現状認識と広告検討会 ● 自費導入と機能訓練指導員 ● 特集「厳しさを手技療法業界とサバイバル」

第67号

● 第28回国試合格者発表 ● 緊急企画 新型コロナウイルスと予防法 ● 新型コロナウイルス感染症予防事典 消費



第67号

● 第28回国試合格者発表 ● 緊急企画 新型コロナウイルスと予防法 ● 新型コロナウイルス感染症予防事典 消費

読者アンケート&プレゼント

同封のアンケートにお答えいただいた方の中から抽選で5名様に『速効! 5分で伸びる! 子どもの走り方トレーニング』をプレゼント! ぜひご応募ください!



元シアトルマリナーズ・現読売ジャイアンツ所属の岩隈久志選手のトレーナーでもある著者が走り方トレーニングを大公開! 動きのコツを「ゆする」「通す」「ふる」「回す」と簡略化。走りをするために必要な運動感覚を育むための体操や具体的なトレーニング法を紹介。著者は、かけっこは子どもの自己肯定感を育て脳や良質な記憶を作り出すため、運動能力の伸びしろを大きくしたり、「できる!」という自信にもつながると語る。

著者 木村匡宏 (IWAアカデミー チーフディレクター)
発行所 東洋館出版社
定価 1320円(税込)

ひーりんぐ マガジン

Healing Magazine

7.25 issue
2020 JUL
No.68
<http://www.e-shugi.jp/>

発行
一般財団法人全国療養費支払機構
編集
NPO法人日本手技療法協会
編集人 佐藤 吉隆

Art Director
北村 力(PLANFORT)

Account Director
小林 雅裕
Printed in Japan
印刷/製本
株式会社セイヨー

ひーりんぐマガジン編集部
東京都千代田区神田淡路町1-1-1
KA111ビル

現場で**役立つ!** 周りに**差**をつける!

若手治療家の育成アカデミー

「現場実践塾」



オンラインセミナーも 開始します!

受講できなかった方、
もちろん受講した方にも
動画配信サービスあり!



新型コロナウイルス感染症の関係でセミナー、集合研修が開催できない対策として、
現場実践塾はウェブ会議用アプリ **"ZOOM"** を使用した「オンラインセミナー」の提供を開始いたします。
従来通り会場での参加も可能です。詳しくは近日公開予定です。

「現場実践塾」とは?

当アカデミーは未経験者、もしくは経験の浅い者が対象であり、
現場で実践的な戦力となることを目的とし、
現場での院内（社内）研修や実習を多くの方に提供します。

ただいま準備中!
近日中に情報公開予定!

開催日 … 木曜・土曜 (予定)

1コマ … 90分 3,000円～



TTC会員入会募集

現在、TTCでは、さらなる発展のため、手技療法に携わる皆様の入会を募集しております!!
TTCは今期で12年目に突破! これからも治療家、セラピストのスキルアップと同業仲間の交流の場を提供してまいります。

会員特典

- ・セミナーの会員割引 (例: 通常 8,000 円→5,000 円)
- ・理事および会員様治療院の現場実習・研修・勉強会の参加
- ・会員限定交流会 (飲み会、相談会)
- ・TTC認定、提携団体のセミナー等の割引、優待
- ・会員限定メルマガ配信
- ・毎年定例の地方セミナーや海外研修等も予定しております

★将来のビジョンとして会員様共有の研修機関、海外研修機関も計画しております。また、2020年東京オリンピックのTTCトレーナーチームの活動も計画!!
★技術取得のための通学制アカデミーも新年度より実施!!

会員料金・お申し込み方法

年会費・月会費なし! 入会金のみで会員(永続的)に!

入会金 8,000円

入会をご希望の方は TTC 公式サイトでの
会員登録フォームからお申し込みください。

入会申込み・詳細はコチラ

<http://ttc-j.info/>



あなたの施術を保障します

会員保障制度（賠償責任保険適応）

店舗か出張か、保険診療か自費診療かを問わず、万が一施術に起因して賠償責任が生じた場合は会員保障制度（賠償責任保険適応）により保障金をお支払します。

クレーム対応相談

クレーム初期から電話で相談できるので安心です。
相談先を確保するだけでも「どうすればいいかわからない」がなくなります。

利用者は全国に20,000人！

蓄積されたノウハウを元に様々な事例に対応が可能です。

- 事例1) 鍼治療が原因の気胸になり入院していると患者様のご家族から連絡を受けた。
- 事例2) お灸が原因で熱傷を負わせてしまった。
- 事例3) 腰部の施術後、ベッドから起き上がれなくなり救急車で病院に搬送した。
- 事例4) 施術中に胸部から異音がし、検査の結果、肋骨骨折が判明した。
- 事例5) 柔整師の誤診による不適切な処置により手術が必要になった。
- 事例6) 言いがかり的なクレームで4,000万円を請求され裁判になった。
- 事例7) 治療院の看板が倒れ、駐車していた自動車にキズをつけてしまった。など

会員種別等のご案内

手技療法家（国家資格者）対象

会員種別	年会費	対人保障限度額	免責額
正会員 A	13,000円	1億円（1事故）	1万円（1事故）
準会員	11,000円	2千万円（1事故）	1万円（1事故）

民間手技施術家（整体師・学生等）対象

会員種別	年会費	対人保障限度額	免責額
正会員 B	18,000円	1億円（1事故）	3万円（1事故）

※上記会費は会員1人あたりの金額です。

※本会が認定する国家資格は柔道整復師・鍼師・きゆう師・按摩マッサージ指圧師の4資格となります。

※入会金および保険料は無料です。会費以外の経費は掛かりません。

資料請求・ご質問等はお気軽にお問い合わせください！

TEL: 03-6281-8188 受付時間：平日10:00～18:00



Japan Healing Association

一般社団法人 日本治療協会

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 4-4-11 日本橋SSビル2階

TEL: 03-6281-8188 URL: <https://www.jha-shugi.jp/>